



司法書士 かごしま

会報 No.111

のぞいてみて下さい

鹿児島県司法書士会のホームページです。
HPアドレス <https://www.shihou-kagoshima.or.jp/>



鹿児島県司法書士会 

KAGOSHIMA No. 111

挨 捏	鹿児島県司法書士会 会長	日 高 千 博	1
令和2年度定時総会議事録			3
令和2年度事業計画			10

支部からの報告

鹿児島支部	21
南薩支部	24
川内支部	25
出水支部	27
霧島支部	28
大隅支部	30
鹿屋支部	33
熊毛支部	35
大島支部	36

関連団体からの報告

鹿児島県司法書士政治連盟 会長	喜 山 修 三	38
一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会 理事長	安 田 雅 朗	41
公益社団法人成年後見センターりーガルサポート鹿児島支部 支部長	梅 垣 晃 一	42
鹿児島県青年司法書士会 会長	原 田 裕 介	44

法務局長表彰受章者

法務局長表彰を受章して	鹿児島支部	上前田 和 英	46
-------------	-------	---------	----

永年勤続受章者

永年勤続表彰を受章して	大隅支部	小 屋 健 二	47
永年勤続表彰を受章して	鹿屋支部	中 島 治 彦	48
永年勤続表彰を受章して	霧島支部	福 重 守 郎	49
永年勤続表彰を受章して	川内支部	釘 田 敦 朗	50
永年勤続表彰を受章して	鹿児島支部	竹之内 信 一	51
永年勤続表彰を受章して	鹿児島支部	田 畑 正 明	52
永年勤続表彰を受章して	大隅支部	下 野 太 志	53

支部だより～霧島市との空き家対策協定締結～ 56

「新型コロナウイルスに関する生活困りごと相談会（電話相談）開催のご報告 57

司法書士も必読？読んでおきたい政策文書 60

委員会だより～総合研究委員会～ 63

新入会員紹介

牧瀬大二郎 鹿児島支部 68

林直美 大島支部 68

元佑也 霧島支部 69

事務局新入職員紹介

崎山亜希子 70



挨 捂

鹿児島県司法書士会会長　日 高 千 博

本年度の定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から式典及び懇親会を執り行わない形での開催とさせて頂きました。

本日ここに令和2年度の定時総会の開会に当たり、会長として一言ご挨拶申し上げます。

本日は、会員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、本総会のために県内一円よりご参集いただき、誠にありがとうございます。

本総会は、全員参加制による4回目の総会となります。昨年の総会においても、活発な議論・質疑等がなされたことに対して、心より感謝申し上げます。

また、本総会は予定しておりましたホテルが廃業したため急遽、開催場所の変更をすることが余儀なくなりてしまい、更には新型コロナウイルス感染拡大の多大な影響もあって、想定外の内容での定時総会の開催となってしまいますが、今後の司法書士制度の充実・発展のための糧となると信じておりますので、本総会における議事に積極的に参加していただきたいと考えます。

さて、会長としてようやく1年目の事業執行を終えることができました。具体的な各部の報告につきましては、この後の議事の中で各部長より報告させていただきますので、この場では割愛させていただきます。

また、事業執行にあたりましては、各支部並びに各会員のご協力がなければ出来なかつたものと思います。この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。

次に、司法書士法改正についてでありますと、すでに皆様もご承知のとおり、令和2年8月1日に施行予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため多少ずれ込むことも考えられます。

6項目の改正事項のうち、第一として「目的規定」から「使命規定」の新設、及び、第二として「懲戒権者を法務大臣にすること」や「懲戒処分に関し、除斥期間を7年とすること等の懲戒処分に関する改正」は、司法書士の実務にも影響を及ぼすものと予想されます。

鹿児島県司法書士会においても令和2年4月から研修の義務化を施行しており、我々司法書士は、更なる日々の研鑽に務める必要性があると考えております。

また、「オンライン申請資格者代理人方式」の導入につきましては、令和1年11月より土地家屋調査士については運用が開始されたものの司法書士については残念ながら停止した状況です。

今後もその動向及び情報に注視し、会員の皆様へ迅速な情報提供を行ってまいります。

さて、令和2年度事業計画につきましては、総会資料記載のとおり次の3項目を重点課題として掲げさせていただきました。①「研修事業の拡充及び民事法改正への対応」②「司法書士が果たすべき社会的責務の遂行」③「IT化及びペーパーレス化の促進」となっております。

さらに、本年度の定時総会において、司法書士法改正に伴う「会則」、「綱紀調査委員会規約」、「注意勧告運用規約」、「懲戒処分の量定意見に関する規約」、「紛議調停規約」、「業務広告に関する規約」及び「情報公開規約」の一部改正ならびに「日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規約等の読み替え等に関する規約」制定の議案を上程させていただきます。各議案内容につきましては、多岐にわたるため、後ほど担当者より総会資料に基づきご説明させていただきますので、真摯なご審議の程よろしくお願ひいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大による多大な影響のため、式典及び懇親会のない定時総会の開催となってしまいましたが、一日も早いこのような異常な事態が収束することを祈念します。

最後に、県会執行部は、今後も司法書士制度の充実・発展のために、一生懸命努力をしてまいります。ぜひ会員の皆様のご理解とご協力を願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

令和2年5月23日

鹿児島県司法書士会令和2年度定時総会議事録

日 時 令和2年5月23日(土) 午前10時から午後1時50分まで

場 所 ジェイドガーデンパレス(鹿児島市上荒田町19番1号)

会員総数 327名

出席会員数 305名(内、委任状出席263名)

欠席・未着 22名(欠席21名、未着1名)

松蘭圭副会長から開会宣言があり、物故者黙祷の後、日高千博会長が開会の挨拶を行った。

議 事

上記のとおり出席があり、佐俣周平理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約(以下、総会会議規約という)第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を司会者に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は霧島支部野間修二会員を議長に指名した。



議長は、挨拶の後、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き、議長は、受任者は委任された会員の議決権も併せて行使し、表決時には起立の上挙手をすべき旨、議長の議決権については鹿児島県司法書士会会則(以下、会則という)第44条第1項ただし書により、可否同数の時のみ議長が決定する旨を説明した。

議長は、総会会議規約第10条第1項により、鹿児島支部児玉邦宏会員を副議長に指名した。会則第48条及び総会会議規約第18条により、議長は、鹿児島支部田畠正明会員、鹿児島支部山下紳市会員を議事録署名人に指名した。

議長は、会期及び議事録日程案を執行部に求め、内田大介総務部長理事は、会期については令和2年5月23日午前10時15分から午後4時までとし、議事日程は総会資料44頁のとおり、日程第4報告第1号から日程第18議案第14号までとし、報告第1号、議案第1号から議案第14号まで一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、各議案ごとに表決を行いたい旨を提案した。議場はこれを承認した。

次に、議長は、質疑・討論については、指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載した上、受付箱に提出する旨、総会会議規約43条における通告書提出締め切りは原則として午後0時00分までとする旨、それ以降の質疑も時間の許す限り受け付けるが、締め切り時間までに通告書を提出した方を優先する旨、質疑・討論等の時間は原則3分とする旨、議案ごとに質疑を優先し、討論は表決前に行う旨、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨を説明した。

その後、執行部は、総会資料43頁及び44頁につき、正誤表1のとおり、訂正がある旨を報告した。

【議案提案】

- 日程第4 報告第1号 平成31年度事業報告
- 日程第5 議案第1号 平成31年度一般会計収入支出決算承認の件
- 日程第6 議案第2号 平成31年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

まず、執行部から平成31年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

引き続き、平成31年度一般会計収入支出決算報告及び平成31年度調停センター特別会計収入支出決算報告が総会資料に基づき詳細になされた。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

宮脇伸舟監事は、監査の結果、計算書類は公正妥当な会計処理がなされており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨を報告し、監査報告書に基づき監査意見を述べた。

- 日程第7 議案第3号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件
- 日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件
- 日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正の件
- 日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正の件
- 日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正の件
- 日程第12 議案第8号 鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正の件
- 日程第13 議案第9号 鹿児島県司法書士会会員の業務広告に関する規約一部改正の件
- 日程第14 議案第10号 鹿児島県司法書士会情報公開規約一部改正の件
- 日程第15 議案第11号 日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規約等の読み替え等に関する規約制定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、鹿児島県司法書士会会則一部改正につき、令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」及び令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に対応するため、また、条文を整理するとともに、用字・用語を見直すために、本会会則の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。



引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会会則一部改正につき、清算中の法人会員の会費が滞納された際に鹿児島県司法書士会が当該法人会員の日本司法書士会連合会会費を納め続けることが不適当であることから、清算中の法人会員については、司法書士会において会費の請求の対象とせず、当該法人の日本司法書士会連合会会費も請求しないこととするために、本会会則の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正につき、令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」のうち、懲戒処分の手続に除斥期間が設けられることへの対応等のため、また、条文を整理するとともに、用字・用語を見直すために、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正につき、令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」及び令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」のうち、懲戒権者が法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改められることへの対応等や、成年被後見人等の権利の制限に係る見直しのため、また、条文を整理するとともに、用字・用語を見直すために、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正につき、令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る見直しのため、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正につき、令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る見直しのため、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会会員の業務広告に関する規約一部改正につき、これまで使用していた「職名」の語について、司法書士法施行規則第28条第2項に規定されている「職名」との齟齬を解消し、これを「職務上の氏名」に改めるため、また、条文を整理するとともに、用字・用語を見直すために、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会情報公開規約一部改正につき、令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」のうち、司法書士法人に対する懲戒処分に関する規定が改正されることへの対応を行うとともに、これまで使用していた「職名」の語について、司法書士法施行規則第28条第2項に規定されている「職名」との齟齬を

解消し、これを「職務上の氏名」に改めるため本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規約等の読み替え等に関する規約制定につき、各規約等において使用している「職名」の語について、司法書士法施行規則第28条第2項に規定されている「職名」との齟齬を解消するため、日本司法書士会連合会会則第37条第3項が変更されることを条件に、「職名」を「職務上の氏名」に読み替える内容の関係規約等の読み替え等に関する本規約を制定する必要がある旨を述べ、総会資料に基づき内容を説明し、提案した。

日程第16 議案第12号 令和2年度事業計画決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、令和2年度事業計画について、総会資料及び正誤表2に基づき各事業部の具体的な事業計画を詳細に説明し、提案した。

日程第17 議案第13号 令和2年度一般会計収入支出予算決定の件

日程第18 議案第14号 令和2年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、令和2年度一般会計収入支出予算及び令和2年度調停センター特別会計収入支出予算について、総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

(休会 午後0時30分から再開)

議長は、執行部に日程第16の議案第12号、令和2年度事業計画のうち研修事業について、執行部からの申し出に基づき、追加の説明をすることを許可した。

執行部は、令和2年度事業計画のうち研修事業について、追加事項を詳細に補足説明した。

【質疑】

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

(休会 午後1時40分から再開)



【表決】

議長は、全ての質疑が終了したことを確認し、討論通告書の提出もないため、引き続き議案ごとの表決に入る旨宣言した。

議長は、執行部に対し、改めて出席状況の報告を求め、執行部から、司法書士会員327名中305名出席（うち委任状出席264名）している旨の報告がなされた。

議長は、表決の順番は議事日程通り行う旨を説明した。また、議案第3号及び議案第4号については会則第46条の特別決議を要する議案であるため、議場閉鎖を行い、会則第44条第1項により司法書士会員の過半数が出席し、かつ議決権の3分の2以上である204名の賛成により議案は承認可決される旨を説明した。引き続き、その他の議案は、会則第44条第1項により出席司法書士会員議決権の過半数である153名の賛成により議案は承認可決される旨を説明した。さらに、表決方法として鹿児島県司法書士会総会会議規約第57条に基づき、まず会場に異議の有無を諮り、異議がなければその時点で可決とし、異議があれば表決を行う旨を説明した。



日程第5 議案第1号 平成31年度一般会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第6 議案第2号 平成31年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

議長は、議場を閉鎖した。

日程第7 議案第3号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

議長は、議場の閉鎖を解いた。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。



日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第12 議案第8号 鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第13 議案第9号 鹿児島県司法書士会会員の業務広告に関する規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第14 議案第10号 鹿児島県司法書士会情報公開規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第15 議案第11号 日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規約等の読み替え等に関する規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第16 議案第12号 令和2年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第17 議案第13号 令和2年度一般会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第18 議案第14号 令和2年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

以上を以て、本総会の議事日程は全て終了し、加藤久佳副会長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

令和2年5月23日

鹿児島県司法書士会定時総会

議長　野間修二

議事録署名人　田畠正明

議事録署名人　山下紳市



令和2年度事業計画

第1 総 論

使命規定の新設等を定めた「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」（令和元年法律第29号）が、本年8月に施行される予定である。司法書士の担う使命（司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること）が広く明確に宣明されるのであり、司法書士一人ひとりには、その職責のより深い自覚とともに、資質の更なる向上が要請される。

使命規定の新設の背景には、司法書士がこれまで果たしてきた社会的役割とそれへの高い評価がある。空き家・所有者不明土地問題や相続登記未了問題、高齢者・障がい者の権利擁護や経済的困窮者への法的支援、消費者トラブルや災害復興支援など、司法書士がその専門性の発揮を求められる場面は引き続き拡大しており、これらに積極的かつ適切に応えていく必要がある。

他方、IT環境の劇的な進展の下では、司法書士の執務意識や執務環境についても変革を余儀なくされている。昨今の登記・供託業務におけるオンライン化の進展は言うまでもなく、今後は民事訴訟手続を始めとした裁判業務においてもIT化が進められる。さらに、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」においては、不動産登記を中心とした登記簿と戸籍等を連携するための方策も検討されており、司法書士業務への多大な影響が予想されるところである。司法書士制度の維持・発展のためには、危機意識を持ちながらIT環境への適応を着実に進めて行かなければならない。

これらの観点から、本年度においては以下の重点課題に取り組む。

1. 研修事業の拡充及び民事法改正への対応

研修事業は司法書士執務に対する国民の信頼を担保するものであり、本年4月1日から研修単位の取得が義務化されている。研修の受講機会の拡充や研修内容の一層の充実を図るとともに、研修単位取得義務を履行しない会員に対しては厳しく対応する。

また、相続法や債権法を始めとした民事法の各分野において大規模な改正が相次いでいる。これらの法改正により司法書士執務に過誤が生じないよう、引き続き情報提供に努めるとともに、必要に応じて研修会を開催する。

2. 司法書士が果たすべき社会的責務の遂行

空き家・所有者不明土地問題については、司法書士がその専門性の発揮を特に期待されている場面であることから、所管の自治体と連携しながら積極的な対応を図る。また、本年度も引き続き実施が予定されている法務省の長期相続登記未了土地解消作業についても適切に対応していく。

平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においては、権利擁護

支援のための地域連携ネットワークづくりに対する司法書士の積極的な関与が要請されていることから、引き続き公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部と協働しながら、積極的な関与を図る。

さらに、司法過疎対策として、過年度に引き続いて南大隅地区司法書士法律相談センターを運営するほか、甑島における定例相談会や司法過疎地での巡回相談会を開催する。

その他、日本司法支援センター（法テラス）や行政機関等と連携・協働しながら経済的困窮者への法的支援や消費者トラブル等の場面において国民の権利擁護に努めるとともに、高校生のための消費者教育教室や小学生のための法律教室等を開催していく。

3. *IT化及びペーパレス化の促進*

IT環境への着実な適応という観点に加え、会務のより効率的な運営という観点からも、理事会や委員会等の各種会議においてペーパレス化を進めるとともに、Web会議等を試験的に導入する。研修事業においては、ITを活用した受講の事前申込みや同時配信研修会の開催を実施するとともに、研修会資料のペーパレス化を実施する。その他、事業の様々な場面においてペーパレス化を検討する。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受、発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

【主な事業】

(1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数を維持する。

(2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては、総務部及び非司排除委員会において対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛争の当事者に対し、苦情処理委員会をもって対応するとともに、紛議調停制度の利用を促し、紛争解決をめざす。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を維持し、人員の派遣を継続する。

長期相続登記等未了土地解消作業に関しては、法務行政に寄与すべく、受託団を組成し作業の早期完遂をめざす。

(5) 執務のIT環境への対応とペーパーレス化の推進

委員会等の各種会議においてWeb会議を試験的に導入する。

「執行部だより」等について、ペーパーレス化を導入する一方で、電子媒体で受領できない会員への対応を検討する。

(6) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会の設置を継続する。

(7) その他

オンライン申請資格者代理人方式導入に関しては、得られた情報を判断し、必要に応じて会員へすみやかに提供する。

不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応する。

業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

会館問題を検討する委員会を設置する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び令和2年度予算に基づき特定資産の積立て及び取崩しを実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務・司法書士執務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

第1部会 不動産登記研究部会

第2部会 商業法人登記研究部会

第3部会 家事事件研究部会

第4部会 民法改正研究部会

第5部会 相談技法研究部会

(2) 鹿児島県司法書士会調停センターの運営

調停センター運営委員会を中心として、調停センターを運営する。会員、関係団体に対する本会ホームページなどを利用した広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。また、調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成を図る。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。

また、日本司法支援センター（法テラス）との情報交換等を通じて民事法律扶助の推進を図る。

(4) 小学生のための法律教室の開催等

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、成人年齢引き下げや昨今の消費者被害に対応した、高校生のための消費者教育教室の教材や講師マニュアルの改訂を広報部と連携して行う。

(5) 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

自治体との連携や相続登記に関する相談会開催等について他の事業部と連携して対応していく。

(6) 成年後見制度対策室

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部等と連携しながら、自治体における中核機関（成年後見制度に関する相談・広報・受任調整等を行う機関）の設置等の取り組みへの支援を行う。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会

毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）

毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営

志布志市役所との共催事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応。

・志布志市役所 本所本館

毎月第1火曜日 午後1時～午後3時

・志布志市役所 志布志支所

毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

③ 巡回相談会

司法過疎地域で相談会を行うことにより、司法アクセスの確保及び権利の擁護を図る。

④ 長期相続登記等未了土地解消作業に関連した相談会

⑤ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦

鹿児島専門士業団体協議会の相談会

多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会

法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等が実施する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営

毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）

② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）

甑島において毎月1回定期的に行う。

第4土曜日 午前11時～午後3時

偶数月 薩摩川内市役所里支所

奇数月 長浜地区コミュニティセンター

③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

④ 「全国一斉 司法書士による手続支援のための養育費相談会」を含む各種相談会の開催

(3) 消費生活センターとの情報交換

鹿児島県消費生活センター、鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い相互に連携することで、悪質情報等の消費者の被害防止に努める。

5. 広報部所管事業

会則第63条

(1) 会報の編集及び発行に関する事項

(2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 会報の発行

司法書士制度、司法書士の業務及び本会その他関連団体の事業を広報することを目的として、企画・情報収集に努め、会報誌を発行する。

対外広報及び会員間の情報共有を充実させるため、会報誌の内容及び刊行回数については見直しを行うこととする。

② ホームページの管理及び充実

ホームページを利用して、市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう、各種相談会・法律教室等のイベントに関する情報等をタイムリーに提供する。また、会員専用ページにおいては、通達等のデータベース及びソフト・書式、研修会資料等コンテンツの充実に努め、業務相談室の活用を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により各支部の協力を得て実施する。

成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、報道機関向けに司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業の告知・取材依頼を行うなど、パブリシティ広報にも取り組む。

空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題等において、司法書士が担う業務についての情報提供を行う。

その他、各種団体からの講師派遣依頼にも積極的に対応し、司法書士制度の広報につなげる。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

成人年齢引き下げを視野に入れ、若年層への正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣をして、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 集合研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会

業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

② 年次制研修会

司法書士倫理の保持を目的として、「日司連会員研修規則」に基づき単位会で実施する

特定の会員向け研修会

対象となる会員（日司連会員研修規則第7条）

司法書士名簿への登録日（再登録の場合は直近の登録日）の翌日から起算して、毎年4月1日において（1）満3年、（2）満8年及び以後5年の倍数を加えた年に達する会員

③ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

④ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に、司法書士実務に必要な具体的知識及び実務的な倫理の習得を促し、さらに指導員司法書士（チューター）による継続的な実務的・精神的なサポートによって孤立化を防ぐことを目的とする研修会

なお、日司連による新入会員研修プログラムに基づいて本研修を実施する。

⑤ 新人研修会

新規登録（予定）者を対象に、司法書士会の制度や司法書士制度への理解を深めることを目的とする研修会

⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録（予定）者を対象に実務や司法書士の執務姿勢等を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録（予定）者の内、希望者のみ）

⑦ その他の研修会

日司連が実施する同時配信研修会

DVDを活用した研修会

他団体と共に研修会等

（2）研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員の研修ニーズに応えられるよう、幅広く、時宜に適ったテーマや講師による研修会を企画する。また、2単位以上の取得が義務化された倫理研修についても単位取得の機会を確保するため、可能な限り実施する。

② 研修単位取得義務化への対応

平成31年度定時総会において鹿児島県司法書士会研修規約が改正され（施行日令和2年4月1日），本年度より日司連会員研修規則に定める，1実施年度（4月1日から翌年3月31日まで）に12単位以上（甲類8単位うち倫理2単位以上）の研修単位の取得が義務化された。これに対応するため，日司連の同時配信研修等も活用し，研修の受講機会の拡充を図るとともに研修内容の充実等の履修向上の方策を検討する。

③ 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し，開催される研修会の案内を行う。

日司連，九州ブロック協議会及び他の単位会等が主催する研修会の情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

日司連eラーニングシステム，研修ライブラリー，研修用DVDに関する情報の提供を行う。

④ 単位管理

研修委員会において，会員の取得単位の管理を行い，単位会員に対する通知等で研修の受講及び単位の取得を促進する。

⑤ 研修受講事前申込制と研修会資料のペーパーレス化の実施

研修会の効率的な運営と経費削減を図るため，日司連の研修情報システムを活用した研修受講の事前申込制の導入と研修会資料のペーパーレス化を実施する。

⑥ 支部における同時配信研修会の実施の検討

通常，鹿児島市内において実施している集合研修会を，インターネットを活用して配信し，支部（特に離島）において受講できるよう方策を検討する。

研修会名	令和2年度予定	平成31年度実績
集合研修会	5回	5回
年次制研修会	3回（大島支部開催あり）	2回（大島支部開催なし）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	0回（中止）
補助者研修会（※）	1回	0回
新人研修会	1回	0回（対象者なし）
配属研修	未定	0名（対象者なし）

※ 補助者研修会は、平成27年度より隔年で実施している。

令和2年度研修会予定

研修会名	開催予定日
第1回集合研修会	令和2年 7月11日（土）
第2回集合研修会	令和2年 8月29日（土）
第3回集合研修会	令和2年10月24日（土）
ブロック別研修会	令和2年11月 予定
第4回集合研修会	令和3年 1月23日（土）
第5回集合研修会	令和3年 2月13日（土）
入会5年以内会員向け研修会	令和2年 2月 予定
新人研修会	令和2年 3月 予定
年次制研修会（年3回）	日程未定（令和2年9月、12月予定）

※ 具体的なテーマ、講師については未定である。なお、各研修会の開催予定月日は、変更する可能性がある。

※ 上記以外にも、必要に応じ、集合研修会や日司連が実施する同時配信研修を実施する場合がある。

～支部からの報告～

－鹿児島支部総会報告－

鹿児島支部長 直 井 圭 介

令和2年度の支部総会は、新執行部で迎える初めての総会だったことから、できれば多数の会員に参加していただきたいと考えていました。しかしながら、感染症の拡大防止のため、2週間以内に県外に出張された方や、体調の悪い方等については出席を見合させていただきたい旨の案内をしたこともあり、非常に寂しい総会になってしまいました。



本総会でご承認いただいた事業計画の中には、状況によって実施できないものもあるかもしれません、支部としてできることを、執行部一同精いっぱい取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

定時総会での議事内容は下記のとおりです。

日 時 令和2年5月9日（土）14時00分から15時10分

場 所 ジェイドガーデンパレス

総会構成員総数 152名

出席構成員数 127名（ただし、委任状出席108名を含む。）

1 議長選出

司会者一任により、田中喜久会員に指名があった。

2 議事

出席状況の確認

支部会員152名中出席者127名、うち委任状出席者108名であり、本会が有効に成立しているとの宣言があった。

議事録署名人の選任

議事録署名人の選任は議長に一任され、議事録署名人として木藤貴文会員、竹中啓人会員が指名された。議事録作成者は三木浩輔会員である旨報告があった。

会期及び議事日程が次のとおり決定された。

日程第1 報告第1号 令和元年度事業報告の件
日程第2 議案第1号 令和元年度一般会計収支決算承認の件
議案第2号 令和元年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件
日程第3 議案第3号 令和2年度事業計画決定の件
議案第4号 令和2年度一般会計収支予算決定の件
議案第5号 令和2年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件
会期 14時10分から16時30分まで

(日程第1)

- 1 報告第1号 令和元年度事業報告の件
執行部より、別紙資料に基づき令和元年度事業報告がなされた。

議長は、報告第1号につき質疑を諮詢した。

質疑なし

(日程第2)

- 1 議案第1号 令和元年度一般会計収支決算承認の件
執行部より、別紙資料に基づき令和元年度一般会計収支決算報告がなされた。
2 議案第2号 令和元年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件
執行部より、別紙資料に基づき令和元年度役員顕彰積立特別会計収支決算報告がなされた。
3 監査報告
監事より、監査の結果、上記決算報告の通り相違ないことを確認した旨の報告がなされた。

議長は、議案第1号、議案第2号及び監査報告につき一括して質疑を諮詢した。(詳細は省略)

議長は、以上で質疑を打ち切り、議案第1号及び議案第2号につき採択を諮詢したところ、賛成多数をもって承認可決された。

(日程第3)

- 1 議案第3号 令和2年度事業計画決定の件
執行部より、別紙資料に基づき令和2年度事業計画につき説明がなされた。
2 議案第4号 令和2年度一般会計収支予算決定の件
執行部より、別紙資料に基づき令和2年度一般会計収支予算につき説明がなされた。
3 議案第5号 令和2年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件



執行部より、別紙資料に基づき令和2年度役員顕彰積立特別会計収支予算につき説明がなされた。

議長は、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき一括して質疑を諮った。(詳細は省略)

議長は、以上で質疑を打ち切り、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき採択を諮ったところ、賛成多数をもって承認可決された。

以上をもって、令和2年度鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会の議事日程は全て終了し、15時10分坂本秀一朗副支部長が閉会を宣言した。

上記の議案の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は次に記名押印する。

令和2年5月9日

鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会

議長 田中 喜久

議事録署名人 木藤 貴文

議事録署名人 竹中 啓人



－南薩支部総会報告－

南薩支部長 森 迫 直 子

南薩支部は、指宿市・枕崎市・南九州市・南さつま市に事務所を置く会員により構成されている支部で、現在会員数は28名です。

今年度は、予期せぬ新型コロナ発生により感染拡大防止対策を憂慮する中、緊急事態宣言も発せられ、総会を開催することも危ぶまれましたが、無事下記のとおり開催されましたので報告いたします。



1. 日 時 令和2年4月24日（金） 午後5時00分開会
2. 場 所 指宿市西方4393番地1 「信州庵」
3. 出席者 支部会員28名（うち委任状出席15名）
(支部総会員数 28名)
4. 議 長 森 重知
議事録作成者 寺園 渉
議事録署名者 茅野良信 尾辻昭博

5. 議事の概要

- (1) 令和1年度業務経過報告及び収入支出決算
法の日相談会を指宿市山川町と南さつま市金峰町で実施。
非司法書士排除調査を知覧支局で実施。
高校生のための消費者教室を6校で実施。
令和1年度事業報告及び同年度決算は異議無く承認。

(2) 令和2年度事業計画及び同年度予算

森迫直子支部長から令和2年度の事業計画について、詳細に説明がなされ、続いて白澤敦之会計から、令和2年度収支予算案について詳細に説明がなされた。
令和2年度事業計画及び同年度予算は、議案どおり可決。

(3) その他の事項

- ・令和2年度の法の日の相談会の開催場所は、南九州市川辺町と指宿市開聞町とする。
- ・本日の総会時前に予定されていた研修会は、新型コロナの終息状況を考慮しながら、適当な時期に開催する。
- ・研修旅行は、新型コロナの終息状況や社会の情勢を見ながら開催するかどうかを執行部で8月までに検討する。
- ・次年度の総会開催日は、令和3年4月23日（金）



—川内支部総会報告—

川内支部長 市 来 洋 一

当支部の本年度総会は下記のとおり開催されましたことを、報告いたします。

なお、本年度は新型コロナウイルスの3密注意のため、総会開催をどのような方法で行うかにつき、検討せざるを得ない状況でした。

そこで、総会出席者も少数が予想されることから、総会開催通知の中に返信用の葉書を同封し、欠席を予定される方は総会に付する意見があれば記入をお願いすることといたしました。

また、支部規約が長年の経過のため、点検清書したものも総会議案とともに発出しました。

やはり、上記コロナの影響を今後の支部研修、相談会等にどのように対処していくべきのか、今後の課題ではあります。

記

令和2年度川内支部定時総会議事録

日 時	令和2年4月24日（金）17時
場 所	薩摩川内市中央公民館 第一研修室 (薩摩川内市大小路町14番5号)
総 会 員 数	22名
出 席 会 員 数	19名（うち委任状出席13名）
議 長	丸田 賢次
議事録署名者	鎌田 政胤 堂免 公大

定刻に至り、上記のとおり出席だったので、丸田賢次理事が開会を宣し、支部長が体調不良による欠席のため、副支部長の湯原育朗より開会の挨拶を行った。

丸田理事より、コロナの影響により来賓がないこと及び会員動向について報告があり、議案の審議に入った。

議 事

1. 議長選任の経過等

丸田賢次理事が本総会成立を宣言し、議長の選任を諮った。会員より、本総会開催状況を鑑み、このまま丸田賢次理事にお願いしたい旨の発言があり、丸田賢次理事が議場に諮ったところ異議なく承認され、議長として丸田賢次理事が就任した。

丸田賢次理事が、議事録署名者の選出について議長一任とする旨を議場に諮ったところ、異議がなかったので、議事録署名者として鎌田政胤会員と堂免公大会員を指名した。

2. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

(1) 第1号議案 平成31(令和元)年度事業報告、収支決算報告及び監査報告

丸田賢次理事より、平成31(令和元)年度事業報告及び収支決算報告がなされ、堂免公監事より、大西浩昭監事と共に監査の結果、適正に処理されていたとの報告があった。

議長は、第1号議案につき質疑を求めた上で承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

(2) 第2号議案 令和2年度事業計画案及び収支予算案審議

丸田賢次理事より、令和2年度事業計画案及び収支予算案について説明がされた。

議長は、第2号議案につき質疑を求めた上で承認を求めたところ、全員異議なく賛成し、承認可決された。

(3) その他協議事項

議長より、県司法書士会長の日高千博様より本総会への祝辞文書を頂いていましたが、欠席者多数のため本総会議事報告とともに送付する旨があった。

さらに、その他協議事項についての発言を求めたが、会員からの質疑・要望等はなかった。

以上をもって本総会の議案全部の審議を終了した。

丸田理事が午後5時30分閉会を宣し、散会した。

令和2年4月24日

鹿児島県司法書士会 川内支部 定時総会

議事録署名者 鎌田 政胤 ㊞

議事録署名者 堂免 公大 ㊞

—出水支部総会報告—

出水支部長 児島亮介

今回、出水支部長に選任されました。よろしくお願い致します。

令和2年度の出水支部総会は、下記のとおり開催されました。

不要不急の外出自粛が求められている状況であったため、例年はホテルで総会、懇親会を開催していたところ、本年度はできるだけ出席者は少人数で総会のみ開催することになりました。



開催日時 令和2年5月22日（金）午後6時

開催場所 阿久根市鶴見町196番地 馬見塚司法書士事務所

総会次第 1 開会宣言（支部長 馬見塚太）

2 物故会員に対する黙祷

3 支部長挨拶（支部長 馬見塚太）

4 議長選出（議長 柚智和）

5 議案審議

第1号議案 平成31年度事業報告

第2号議案 平成31年度決算承認の件

（監査報告）

第3号議案 令和2年度事業計画案承認の件

第4号議案 令和2年度予算案承認の件

第5号議案 役員改選の件

6 その他

7 閉会宣言

すべての議案につき報告・審議がなされましたが、全員異議なく承認可決されました。本年度の事業は、例年どおり行う予定です。また、開拓費（新聞広告）を予算に組み入れました。

まだ先が読めない状況ですが、研修会等支部の活動が滞りなくこなせればと思っています。

－霧島支部総会報告－

霧島支部長 重野巨樹

令和2年度霧島支部総会は、令和2年4月24日（金）に霧島市の「霧島市国分総合福祉センター」にて開催されました。コロナ禍の中での開催となり、様々な調整を余儀なくされましたが、支部会員の協力のもと開催する事ができました。

総会の議事内容につきましては、下記議事録のとおりとなりますのでご報告いたします。



鹿児島県司法書士会霧島支部 令和2年度定時総会議事録

1. 令和2年4月24日（金）17時00分～17時30分
2. 場所 霧島市国分総合福祉センター 大会議室
3. 総会員数 43名
4. 出席者 40名（委任状28名を含む。）
5. 議事の要領と経過

定刻通り開始され、重野巨樹支部長よりコロナ禍のため、例年と異なり、県会・法務局からの来賓はない旨説明があった。

司会者川畑俊達会員より出席者に議長への立候補を募ったが、立候補者がいなかつたため、一部の会員より、執行部に一任との発言があったため、執行部により中村直康会員が指名され、全員異議無く議長に選任された。また、議事録作成者として田中朗会員、議事録署名者として福田英人会員、福重雅志会員を指名し、全員異議無く選任された。

議長より、普通決議に必要な定足数を満たす出席者があったことの報告があったのち、本日の総会は有効に成立する旨を宣し、議事に入った。

(1) 報告：平成31年度（令和元年度）会務報告の件

議長は、執行部に対し平成31年度（令和元年度）の会務報告をもとめたところ、重野巨樹支部長により総会資料に基づき詳細な説明があった。その後、議長より質疑を募ったが質疑の申し出はなかった。

(2) 議案第1号：平成31年度（令和元年度）収入支出決算承認の件

議長は、執行部に対し平成31年度（令和元年度）の収入支出決算につき報告をもとめたところ、西迫正裕副支部長より総会資料に基づき詳細な説明があった。

(3) 議案第2号：令和2年度事業計画決定の件

議長は、執行部に対し令和2年度事業計画について説明をもとめたところ、重野巨樹支部長より総会資料に基づき詳細な説明があった。

(4) 議案第3号：令和2年度収入支出予算決定の件

議長は、執行部に対し令和2年度収入支出予算について説明をもとめたところ、西迫正裕副支部長より総会資料に基づき詳細な説明があった。

(5) 採決

議長は、議案第1号～第3号につきまとめて質疑を募ったところ、質疑の申し出がなかつたため、続いて各議案について可否を諮った。

議案第1号は全員異議無く賛成し、よって原案通り承認可決された。

議案第2号は全員異議無く賛成し、よって原案通り承認可決された。

議案第3号は全員異議無く賛成し、よって原案通り承認可決された。

以上をもって本日の議題は全て終了した。これらの議事を明確にするために本議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名がこれに署名捺印する。

令和2年4月24日

鹿児島県司法書士会霧島支部 定時総会

議長 中村直康

議事録署名人 福田英人

議事録署名人 福重雅志



－大隅支部総会報告－

大隅支部長 田 代 啓 太

大隅支部は、法務局曾於出張所管内（曾於市、志布志市、大崎町）の会員で構成されており会員数は14名です。昨年度より1名減少となりました。

人数は減りましたが、小規模な支部ならではの和やかな雰囲気があります。

今年度は、コロナウィルスの影響で、支部会員が活躍している大隅地区・南大隅地区司法書士法律相談センターが一時休止される等の事情もあり、例年どおりの支部活動が実施できるか不透明なところがありますが、感染症に注意しながらも、支部会員同士の親睦が深められる活動ができないか模索して行きたいと思っております。



支部総会の内容につきましては、下記のとおりです。

令和2年度 鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月22日（水）午後5時00分から午後5時30分
2. 開催場所 曾於市大隅町岩川5718番地 大隅弥五郎伝説の里（健康ふれあい館）
3. 会員総数 14名
4. 出席者数 14名（うち委任状出席者7名）

定刻、司会の田代啓太支部長は開会を宣し、支部長の挨拶が行われた。

議案の審議に先立ち、新丸和博会員より、鹿児島県司法書士会日高千博会長から賜ったご祝辞の代読が行われた。

司会者は、大隅支部規則第28条の規定に基づき本総会の議長を選出する必要がある旨を述べ、その選任方法につき諮ったところ、出席者の中から司会者の指名に一任したいとの発言があり一同これを承認したので、司会者の指名により新丸和博会員が選出された。

その後、議長は、本日の出席会員数が同規則第25条により本総会の決議に必要な定足数を充たしている旨を述べ、同規則第29条に基づく議事録署名者として中屋久志会員及び中屋俊英会員を、議事録作成者として田中英修副支部長を指名し、議案の審議に入った。

第1号議案 平成31年（令和元年）度事業経過報告の件

支部長より、令和2年度定時総会資料に基づいて、平成31年（令和元年）度の事業経過報告を行った。

第2号議案 平成31年（令和元年）度収支決算承認及び監査報告の件

会計担当の理事である本庄宏会員より、平成31年（令和元年）度収支決算について報告がなされた後、監事である松元修二会員より、平成31年（令和元年）度収支決算については適正に処理がなされている旨の報告がなされた。

議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。



第3号議案 令和2年度事業計画案承認の件

支部長より、令和2年度定時総会資料に基づき令和2年度の事業計画案が示された後、議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

第4号議案 令和2年度収支予算案承認の件

支部長より、令和2年度定時総会資料に基づき令和2年度収支予算案が示された後、議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

第5号議案 役員選任の件

支部長より、大久保孝平会員の鹿児島県司法書士会退会により予備監事を退任することとなつたため、新たな予備監事について立候補を募ったところ、立候補者がいなかつたため、下記のとおり選任したい旨提案があり、議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

予備監事 中屋俊英 会員

以上をもって議案の全てを終了したので、午後5時30分、田代啓太支部長は閉会を宣言した。

以上の結果を明確にするために、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者は次に署名押印する。

令和2年4月22日

鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会

議長 新丸 和博 ㊞

議事録署名者 中屋久志 ㊞

議事録署名者 中屋俊英 ㊞



－鹿屋支部総会報告－

鹿屋支部長 村 山 誠 志

令和2年4月23日(木) 午後2時00分から、かのや大黒グランドホテル(鹿屋市共栄町12番3号)にて支部会員総数23名(委任状出席10名含む)の出席にて、支部総会が開催されました。

今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため式典を中止したのでただちに、議長の選出に入り、議場は満場一致をもって、原田猛会員を議長に選出し、吐合勝秀会員と杉木悠太会員を本総会の議事録署名者に指名し、本日の出席状況を村山誠志支部長に説明を求め、総会が有効に成立したことを確認し、議事に入り、下記議案を審議し、原案のとおり可決承認されました。



報告第1号 平成31年度事業報告

議案第1号 平成31年度収入支出決算承認の件(監査報告を含む)

議案第2号 令和2年度事業計画(案)決定の件

令和2年度は、県会の事業計画を踏まえ例年同様、理事会に諮って逐次実施する予定です。

令和2年度事業計画

- 鹿屋市社会福祉協議会心配ごと相談所 相談員派遣
- 「法の日」無料法律・登記・税務相談所開設
- 非司法書士実態調査
- ブロック別研修会
- 高校生のための消費者教育教室への講師派遣
- 支部研修会
- 各種団体主催の法律相談会や講演会等への相談員や講師を派遣
- 法務局との業務連絡会

支部会員及び法務局からの要望を受けて開催する。

議案第3号 令和2年度収入支出予算(案)決定の件

総会通知を出す時点で、数人の出席しかなかったらどうしようかと、いろいろ考えていたのですが、予想していた以上の会員の出席があり、有難いことだと感じました。また席は1つの机に1人の割合だったので3密もさけられました。

閉会後に恒例となっている研修会並びに懇親会も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。



—熊毛支部総会報告—

熊毛支部長 松木建雄

本年度熊毛支部総会は、下記の次第で、例年どおり5月の第2土曜日の5月9日に種子島、西之表市の「ホテルニュー種子島 3階会議室」において開催を予定していたところ、総会開催を中止し、会員全員の同意により、総会決議事項につき書面決議を求めた結果、会員全員から賛成の意思表示がなされたので提案議案は、すべて確定ということになりました。

例年、総会後に予定していました支部研修会も開催することもできませんでした。

なお、下記、次第 2 物故者黙祷についてであります、昨年は、2名の支部会員が亡くななりまして、会員が7名となりました。小支部となりましたが会員総出で、支部の運営を続けていきたいと思います。

記

令和2年度定時総会次第

- 1 開会の挨拶
- 2 物故者黙祷
- 3 来賓の挨拶
- 4 議長及び議事録署名者の選出

議 事

- (1) 報告第1号 令和元年(平成31年)度事業経過報告
- (2) 議案第1号 令和元年(平成31年)度
決算承認の件 (監査報告)
- (3) 議案第2号 令和2年度事業計画(案)の件
- (4) 議案第3号 令和2年度予算(案)決定の件
- (5) 議案第4号 理事(会計担当)選任の件
- (6) その他

- 4 協議事項(その他)

- 5 閉会の挨拶

一大島支部総会報告一

大島支部長 里 村 紀 幸

令和2年4月25日土曜日、当支部事務所（鹿児島県奄美市名瀬港町15番1号 本場奄美大島紹会館4F）において、令和2年度大島支部定時総会が開催されました。

定時総会の詳細につきましては、下記「令和2年度鹿児島県司法書士会大島支部定時総会議事録」記載のとおりです。



令和2年度鹿児島県司法書士会大島支部 定時総会議事録

日 時 令和2年4月25日（土） 午前10時00分
場 所 当支部事務所（鹿児島県奄美市名瀬港町15番1号 本場奄美大島紹会館4F）
会員総数 21名
出席会員数 18名（うち委任状による出席17名）
(テレビ通話方式により柏村会員および乾会員がオブザーバーとして参加)

会次第

- 1 開会宣言 司会：里村支部長
- 2 物故者黙祷
- 3 支部長挨拶 里村支部長
- 4 鹿児島県司法書士会会长挨拶 日高千博様（代読者 里村支部長）

議事

上記のとおり出席があり、里村支部長が司会者となった。司会者は、議長の指名を執行部に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は、里村支部長を議長に指名した。

議長は就任を承諾したのち、里村支部長を議事録作成者に、柏村会員および乾会員を議事録署名者に指名した。

議長は、挨拶のあと、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおりの出席を確認し、本総会は有効に成立している旨を宣言した。

第1号報告 令和元年度事業報告の件

議長は、定時総会資料「令和元年度事業報告」に基づき、詳細な報告をした。

第1号議案 令和元年度収支決算承認の件

議長は、定時総会資料「平成31・令和元年度大島支部収支決算書」に基づき、詳細な報告をした。これに続き、議長が監事に対し監査報告を求めたところ、議長は、決算報告書等が適正に処理されている旨の辻監事作成の監査報告書を代読した。続いて、議長が、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は承認可決された。

なお、議長は、令和2年度事業計画案及び令和2年度収支予算案は相互に関連性があるため、第2号議案及び第3号議案を一括して上程する旨を述べた。

第2号議案 令和2年度事業計画案決定の件

第3号議案 令和2年度収支予算案決定の件

議長は、上記事項について、下記の内容にて、原案を一部修正の上、それぞれの事項につき質疑応答を行い、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。よって、本議案は、下記については修正案のとおり、その他に関しては、原案どおり承認可決された。

記

【予算】	(原案)	会議費	2,700円
		旅 費	740,000円
		予備費	459,650円
	(修正案)	会議費	0円
		旅 費	500,000円
		予備費	702,350円

以上

その他

事業計画の詳細を決定する役員会の日時調整がされた。

5 閉会宣言 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時20分閉会を宣言した。

以上の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者が署名捺印する。

令和2年4月25日

鹿児島県司法書士会 大島支部定時総会

議 長 里 村 紀 幸

議 事 録 署 名 者 柏 村 考 兵

議 事 録 署 名 者 乾 悟

～関連団体からの報告～

鹿児島県司法書士政治連盟活動報告及び活動計画



鹿児島県司法書士政治連盟
会長 喜山修三

令和2年は、希望に満ちあふれた新年でした。東京では東京オリンピックが、鹿児島では鹿児島国体が数十年ぶりに開催される予定でしたが、新型コロナウィルスの影響で、いずれも延期となりました。中止でないだけまだ一縷の望みがありますが、決して油断はできません。これからの日常生活はもちろんのこと、政治連盟の活動も常に新型コロナウィルスを念頭におきながら活動しなければなりません。

当連盟の令和元年度の活動報告は次のとおりです。

令和元年6月6日、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が成立しました（同月12日公布、令和2年8月1日施行）。これは私たち司法書士の永年の悲願であった、「目的規定を廃止し使命に関する規定を新設すること」をはじめとして、5つの項目に関して改正がなされたものです。

選挙関連では、令和元年4月には鹿児島県議会議員選挙が、7月には参議院議員選挙が開催されましたが、当連盟の顧問団の先生方や当連盟の推薦した候補者が見事に当選されました。会員の皆様方のご協力に感謝申し上げます。

当選されました県議会の顧問団の先生方とは、鹿児島県土地家屋調査士政治連盟の役員と一緒に、例年のとおり友好的な雰囲気のなかで、それぞれ具体的な協議会が行われたので、関連団体の要望実現の一助になったものと思います。

また、日本司法書士政治連盟の要請で、令和2年7月10日から施行される「法務局における遺言書の保管制度について」に関するパンフレットをお渡しして、衆議院議員の顧問団の先生方に、同制度の趣旨をご説明申し上げると共に円滑な運用に関するご協力をお願いしました。

令和2年度の活動計画は次のとおりです。

1 オンライン申請資格者代理人方式についての活動

既に土地家屋調査士には同方式による申請が認められていることも踏まえ、政治連盟の本来の役割に基づいて日本司法書士会連合会及び鹿児島県司法書士会の活動支援の立場を明確にして、活動を行っていく。

2 空き家・所有者不明土地・相続登記未了等の問題解決への司法書士活用に向けた活動

3 司法書士法改正へ向けた活動

上述のとおり、司法書士法の一部改正はなされたが、平成23年2月23日司連総会で承認された「司法書士法改正大綱」で示された司法書士業務の拡充（法律関係書類を作成すること、など6項目）については、道半ばの状況である。法改正を実現するためには継続的な活動が必要

であるため、本年度も、次期司法書士法改正に向けて、活動を継続する。

4 家事事件における司法書士活用へ向けた活動

平成14年の司法書士法改正時の衆・参両議院法務委員会の附帯決議において、司法書士の家事事件の代理権及び民事の執行代理権については、「司法書士の簡裁訴訟代理実務の実績を踏まえて早急に検討すること」とされているので、今後も継続してこの附帯決議の実現を求める活動をする。

5 司法書士会関係団体の活動支援並びに司法書士業務に関連する問題点の改善に向けた要望活動

6 会員への情報提供の充実と会員からの要望事項の聴取

7 日本司法書士政治連盟等との連携

政治連盟は、司法書士制度を発展・充実していくことにより、一般市民の法的サービスに十二分に応えることを目的としております。今後とも、本会をはじめとして関係団体並びに顧問団の議員の方と密接な関係を築きながら活動していく所存です。

会員各位におかれましても、政治連盟の活動に対してご理解ご協力を頂けますようお願い申しあげます。

(参考資料)

平成31(令和元)年度活動日誌

平成31年

- 4月 2日 第1回役員会（司調センター）
- 4月 7日 県議会議員選挙
- 4月 10日 第1回正・副会長、幹事長会議（司調センター）
- 4月 11日 平成30年度会計監査（司調センター）
- 4月 20日 日司政連定時大会（東京）
- 4月 23日 故保岡興治氏通夜参列（吉田葬祭）

令和元年

- 5月 17日 鹿児島県土地家屋調査士政治連盟式典・懇親会（城山ホテル鹿児島）
- 5月 25日 平成31(令和元)年度定期大会懇親会（ホテルパレスイン鹿児島）
- 5月 26日 平成31(令和元)年度定期大会（鹿児島中央ビルディング）
- 6月 4日 保岡宏武氏後援会連合会及び宏友会役員会（レクストン鹿児島）
- 6月 15日 二階俊博氏自民党幹事長を囲む昼食懇談会（サンロイヤルホテル）
- 6月 15日 自民党県連定期大会（サンロイヤルホテル）
- 6月 18日 第2回役員会（司調センター）
- 6月 22日 自民党参議院選挙対策懇談会（サンロイヤルホテル）
- 7月 9日 司法書士会関連団体五者協議会（司調センター）
- 7月 12日 おつじ秀久氏総決起大会（鹿児島市民文化ホール）
- 7月 17日 みやじ拓馬氏後援会参議院選挙決起大会（自治会館）
- 7月 19日 自民党茂木敏充経済再生担当大臣、石原伸晃前経済再生担当大臣来鹿街頭演説会
- 7月 21日 参議院議員選挙
- 8月 7日 自民党県連へ要望事項提出
- 9月 6日 公嘱登記司法書士協会通常総会（司調センター）
- 9月 14日 第1回総務会（司調センター）

- 9月25日 鹿児島県議会議員顧問団との協議会（レクストン鹿児島）
11月 9日 下村博文氏自民党選対委員長との昼食懇談会（サンロイヤルホテル）
11月 9日 2019かごしま政経セミナー（サンロイヤルホテル）
11月15日 桑鶴勉氏桑栄会懇親会（ジェイドガーデンパレス）
11月22日 衆議院議員金子万寿夫氏事務所、同宮路拓馬氏事務所へ遺言書保管制度についての要望書を提出
11月29日 小森孝文氏市政報告会・懇親会（ジェイドガーデンパレス）
12月12日 仮屋秀一氏忘年会（サンロイヤルホテル）
12月16日 上門秀彦氏市政報告会・懇親会（ジェイドガーデンパレス）

令和2年

- 1月 6日 顧問議員年始挨拶
1月16日 全国会長会・令和2年新年賀詞交歓会（東京）
2月 8日 保岡宏武氏新春の集い（サンロイヤルホテル）
2月12日 第2回正・副会長、幹事長会議（司調センター）
2月15日 日司政連九州ブロック協議会（宮崎）
3月23日 第3回役員会（司調センター）

活動報告・事業計画（案）



一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会
理事長 安田 雅朗

当協会は、6月30日をもって令和元年度を終了しました。令和元年度の活動報告と、令和2年度の事業計画（案）をご説明します。

1 受託実績

年々、受託額が減少していますが、令和元年度も非常に厳しい状況に陥っています。予算の都合等により、鹿児島市からの受託額が以前よりも大幅に減少していることが大きく影響しています。また、法務局の長期相続登記等未了土地解消作業について、公嘱協会での受託を断念するに至り、国の機関からの受託が全く無くなりました。

2 活動報告

令和元年度の主な活動は下記のとおりです。

① 相談対応・研修会の開催

例年どおり自治体の担当者に対し相談の案内を行い、前段事務を含めた業務の受託推進及び公嘱協会の周知を図りました。

② 発注機関への働きかけ

受託業務を確保するために、県議会議員や鹿児島市議会議員の顧問の先生方に問題点等を説明し、協会の活用をお願いしてまいりました。また、土地家屋調査士協会のご企画で県の地域振興局での相談会の開催など、前段事務を含めた業務の受託推進を図りました。

鹿児島市においては、道路建設課や各建設事務所からの依頼が大幅に減少しましたので、継続的な公嘱協会の活用をお願いしてまいりました。その結果、少しずつ依頼を受けています。

3 事業計画（案）

令和2年度の主な事業計画（案）は下記のとおりです。

① 発注機関への働きかけ

鹿児島県や鹿児島市においては、県会議員顧問及び市議会議員顧問との密接な協力依頼態勢も継続した上で、各担当部署に対して当協会の状況を説明し、協会活用の推進依頼を継続する。

その他の自治体に対しては、当協会受託実績を具体的にアピールして、多くの自治体から相談も含めて受託できるような体制作りを目指す。

② 社員に対する働きかけ

協会の特質上、納期限が定められているので、この期限遵守を確立させるように周知を徹底し、必要な事項につき適宜研修会等を開催し、社員の資質向上を図る。

③ 関連団体との連絡強調

政治連盟と連絡協調し、各自治体に対してアピール活動や要望を積極的に推し進める。また、土地家屋調査士協会との協議会等を適宜実施し、事務遂行上の連絡協調を図ることに努める。



活動報告及び事業計画について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部

支部長 梅垣 晃一

当支部の平成31年度（令和元年度）の活動報告及び令和2年度の事業計画をご報告いたします。

1. 活動報告

平成31(令和元)年度は、前年度から執行部役員が交代したこともあり、事業内容の大きな見直しは行わず、おおむね平成30年度の事業内容を承継して執行いたしました。

すなわち、研修事業及び指導監督、執務サポート事業については、例年どおりの回数、頻度で実施し、会員の執務水準の維持、向上に努めました。また、成年後見制度利用促進法に関する事業では、鹿児島家庭裁判所と三士会、県、鹿児島市等との協議会（意見交換会）に定期的に出席したうえ、成年後見の実務の観点から意見を述べ、また自治体の動きの情報収集やこれに対するアドバイスなどを行いました。また、支部の対外的な事業の中心となっている無料出張相談事業については、鹿児島市に限らず県下の多くの地域から前年並みの相談の申込みがありました。最後に、推薦委員会については、県内の各家庭裁判所から前年並みの推薦依頼があり、依頼のあった全件について会員の推薦を行いました。

以上のとおり、平成31(令和元)年度は、支部の事業の面で特筆すべき事業を行わなかったのですが、次の2点を特記しておきます。

一つ目は、鹿児島県司法書士会に「成年後見制度対策室」が設置され、支部から役員及び会員が構成員として参加したことです。これにより、成年後見制度利用促進に関する情勢について本会との情報交換や意見交換、並びに、今後予定されている法人全体の財務運営改革に伴う支部と本会との意見交換などがスムーズにできる体制が整いました。

二つ目は、リーガルサポートの法人全体の財務運営改革の検討が進んだことです。令和元年8月27日に本部から「(公社) 成年後見センター・リーガルサポートの財務運営の検討に関する基本方針について」が示され、次いで10月18日に「当法人の財務運営改革の具体化（案）について」が示されました。これは、現在「事業活動支援特別交付金」という形で急場をしのいでいる財務運営改革について、令和5年度に向けて、段階的にかつ抜本的に改革しようという改革案です。ただし、この案については検討課題も多く、その実現の成否について流動的な要素を多分に残しています。当支部としては、改革案の進捗に注視しつつ、定時総会、九州ブロック会議、支部長会議、支部長MLなどで、支部としての意見を適時に発信してまいりました。

2. 令和2年度事業計画について

令和2年度は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進計画」

の4年目にあたる年となります。政府は、令和3年度末までの5か年で、すべての市町村において中核機関を設置することをKPIとして掲げており、現在、政府、裁判所、自治体において様々な取り組みが同時に進行しています。鹿児島県内でも、すでにいくつかの中核機関が設置されており、当支部においても定期的に鹿児島家庭裁判所、県、弁護士会、ばあとなあととの意見交換会に出席して、連携をとりながら、各市町村における中核機関の設置等の取り組みを助言、支援していく予定です。

成年後見分野において最多の件数を受任し、かつ、自らの執務につき組織的に指導・監督を行っているリーガルサポートや司法書士に対する期待は、非常に高いものがあると自負しております。それは、行政や裁判所からの期待でもありますし、市民からの期待でもあります。リーガルサポートという団体が創立20年を経過し、そのような組織に成長したことの自覚と重責をかみしめながら、当支部の運営をしてまいります。

他方、法人の組織内部のことについて目を向けてみると、一昨年度より、当法人の財務運営に関する議論が活発になされております。会員数の増加及び受任件数の増加により、法人全体としての収支に極端な問題が生じていないものの、本部会計及びいくつかの支部において収支の悪化がみられ、反対に、いくつかの支部においては剰余金の繰越が公益法人会計上の保有制限を超過しているという問題が発生しています。今後、恒常的な財務運営の改革案が具体化される予定となっており、当支部としても、支部運営の現場の立場から、改革案の具体化の議論を見守り、必要に応じて積極的に意見を述べていきたいと考えております。

具体的な事業内容の面においては、当支部は、昨年度とほぼ同様の事業を展開する計画です。研修、指導監督・執務サポート、社会貢献・制度普及、成年後見制度利用促進、広報、後見人等推薦の各事業において、引き続き質の高い事業を継続して行えるよう取り組んでまいります。特に、研修事業については、当支部は、中小規模の支部ながら独自の先駆的な研修会を開催していくとして高い評価を受けており、全ての事業の基盤となる事業として現在の水準を維持してまいり存です。また、無料出張相談事業も対外的に高い信頼を得ており、相談員となる会員の協力を得ながら、引き続き信頼に応えられる事業を行っていきたいと考えております。

鹿児島県青年司法書士会 活動報告及び事業計画



鹿児島県青年司法書士会
会長 原田 裕介

令和2年度の鹿児島県青年司法書士会会長に就任致しました原田裕介と申します。

鹿児島県司法書士会の会員皆様方におかれましては、平素より当会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

簡単ではございますが、令和元年度の活動報告及び令和2年度の事業計画をご紹介致します。

1. 活動報告

令和元年度は、新規会員6名のご入会をいただき、正会員・賛助会員合計137名となりました。

令和元年度の活動としましては、児童養護施設及び更生保護施設における法律教室、研修会並びに座談会等例年行っている活動に加え、青年他士業合同レクリエーション大会の企画・運営、九州ブロック青年司法書士連絡協議会のスポーツ大会・懇親会・定時総会・研修会の企画・運営、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました業務研修会の企画等イベントの多い1年となりました。

本年3月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で、全青司山口全国大会や九州ブロック業務研修会が中止となり、また、児童養護施設及び更生保護施設における法律教室についても、3月以降の開催を見合わせる等、事業の縮小を余儀なくされました。

さらに、令和3年の全青司全国大会の主管を当会で引き受けることが決定し、竹中啓人実行委員長を中心に実行委員会を立ち上げ、前回・前々回のかごしま全国大会のような素晴らしい大会に出来るよう日々準備を進めておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、かごしま全国大会を令和4年に延期することが決定しました。

【令和元年】

6月15日	研修会及び令和元年度定時総会
8月4日	第1回更生保護施設法律教室及び相談会（草牟田寮）
9月7日	青年士業合同レクリエーション（フットサル）及び合同懇親会
9月7日	鹿児島青年土地家屋調査士会との合同研修会
9月27日	臨時総会
10月12日・13日	九州ブロック青年司法書士連絡協議会スポーツ大会（フットサル）、 定時総会及び研修会（鹿児島）
11月10日	第2回更生保護施設法律教室及び相談会（草牟田寮）

1月15日 第1回座談会（鹿児島市）
1月14日 研修会及び忘年会

【令和2年】

1月25日 児童養護施設法律教室（白百合の寮：奄美市）
1月31日 第2回座談会（霧島市）
2月7日 児童養護施設法律教室（仁風学園：鹿児島市）
2月11日 児童養護施設法律教室（友愛学園：日置市）
2月21日 児童養護施設法律教室（南さつま子どもの家：南さつま市）
2月24日 児童養護施設法律教室（若葉学園：姶良市）

2. 事業計画

今年度は、以下の事業を行っていきたいと考えております。

- ①全青司全国大会の主管
- ②児童養護施設における法律教室
- ③更生保護施設における法律教室及び相談会
- ④研修会・勉強会の開催
- ⑤相談会の開催
- ⑥レクリエーションの実施
- ⑦広報の充実化
- ⑧青年他士業合同相談会開催に向けた各青年他士業団体との企画打合せ

新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度の事業や全国大会の準備において見通しが立たない部分もありますが、自分たちが今出来ることを考え、当会一丸となって活動していきたいと考えております。

負担も多い1年になるかと思いますが、当会の結束がさらに強くなると信じて活動してまいりますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



法務局長表彰を受章して

鹿児島支部 上前田 和 英

先般、福岡法務局長並びに鹿児島地方法務局長より表彰を受け、心より感謝申し上げます。

思い返すと、私が司法書士試験に合格したのが昭和58年であり、それから現在に至るまで、約37年の長きにわたり司法書士制度のもとに仕事をさせていただきました。

司法書士として登録してからは、青年司法書士会・鹿児島支部・鹿児島県司法書士会の役職の一人として、司法書士制度の充実・発展に少しでも寄与できればと思い、今日まで至っております。

現在は、九州ブロックの推薦をいただき、日本司法書士会連合会の研修担当常任理事として、日々働かせていただいております。

本来は、組織というものをあまり好まない考え方の中で、司法書士という職業を選択したつもりでしたが、なぜかどっぷりと組織の中へ浸かってしまっている現状に、一番自分自身が驚いているかもしれません。

このような現状の立場にいる要因としては、色々な人たちとの出会いであり、別れでもあると思います。私が鹿児島県会の会長や日本司法書士会連合会の役員として、おこがましい言い方かもしれません、司法書士制度の充実・発展のために少しでも寄与しなければいけないと感じ行動した原点は、今は亡き「成元 司」との出会いだと確信しております。

彼は、一緒に飲んだり話をしたりすると、いつも「司法書士制度があるから自分たちは、生活できているのだから、その制度に感謝して、もっともっとより良い方向に進んでいくために、努力しなければいけないんだ」と口癖のように言っており、私が会長になる時も、また日本司法書士会連合会へ上がる時も、常に天国にいる彼に相談して、背中を押してもらいました。

今年は、改正司法書士法が8月1日に施行され、司法書士としての使命規定が新設されたことにより、これから司法書士の活動を通じてこの使命規定に魂をいれていかないといけない大切な年であり、個々の司法書士が自覚し業務に携わっていかなければならないものと感じております。

今は、いたって体も健康であり、現在のハードな日常もなんとかこなしておりますが、先のことはわかりませんので、健康に留意して、今後も司法書士制度の充実・発展のために、微力ながら頑張っていきたいと思います。

最後になりましたが、このように法務局長表彰を受章できたのは、健康に留意するために側面で支えてくれた妻や、色々な叱咤激励をくださった周りの司法書士の皆様方のお陰であり、心より感謝しております。

今後も、身体が健康で働ける場所があれば、なお一層努力して司法書士制度の充実・発展のために尽力していきたいと思いますので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

永年勤続表彰を受章して



大隅支部 小屋 健二

この度、勤続40年の永年勤続者の表彰をいただきありがとうございます。振り返りますと、昭和54年12月に自分の故郷の大崎町に事務所を開設、過ぎてしまえばあっという間の年月でした。この間病気らしい病気もせず、休むことなく今日まで働くことができました。それだけでもありがたいことでした。この永年勤続者表彰をいただくことができましたのも、司法書士会、先輩会員、同僚会員、法務局、関係各位のご指導、ご協力のお陰と改めて感謝申し上げます。

さて、改めて振り返りますと、丁度、高校卒業の年の2月に浅間山荘事件がありました。事件は、新左翼の連合赤軍が長野県軽井沢の山荘に管理人の奥さんを人質に立てこもるというものでした。10日間にわたり連日、警察と連合赤軍の攻防戦がテレビで生中継されました。私は、学生運動にシンパシーを感じるところもありましたので、興味深くテレビに釘付けでした。事件の解明が進むにつれて、連合赤軍のメンバーがメンバーを総括と称してのリンチ殺害していくことが解ってきました。学生の関心が、政治から離れていった事件だったと思います。私にとって、衝撃的事件でした。

私は、5人姉弟の末っ子で父から大学卒業後は、田舎に帰って来いと言われました。当時田舎には、企業も無く、働く場所の当てがありません。そんな時、不動産業をしておりました叔父から勧められて、司法書士を目指すことにしました。最初は、司法書士がどんな仕事なのか、全くわかりませんでしたが、叔父の知り合いの司法書士事務所に働くことになりました。働くといつても、研修ということで、ほぼ無給です。しかし、次第に仕事の中身も解ってきて、司法書士という職業に興味を覚えるようになりました。昭和54年3回目の受験で合格しました。司法書士の試験が法務局長による認可試験から、国家試験になった最初の年でした。私は、福岡法務局での受験でした。福岡法務局の合格者が13名、九州管内で33名の合格者でした。長い受験生活から解放される喜びで、合格者の法務局の掲示板の前で万歳を叫びました。

長いこと素浪人生活で仕事に飢えておりましたので、早速開業することとしました。開業資金200万円を銀行から借入れし、小さな事務所を借り、電話機と和文タイプ、青焼きのコピー機をそろえて、40年のスタートを切りました。暫くは、数少ない仕事を何時間もかけて、本を読み読み申請書を作りました。和文タイプの「〇」は、力が入ると穴が開き、何度も作り替える始末でした。懐かしい思い出です。

40年間には、仕事のやり方、内容もずいぶん変わりました。タイプライターからワープロ、パソコンへ。不動産登記申請書も司法書士会で印刷した縦書きの申請書から横書きのパソコンによる作成、オンライン申請へ。仕事の内容も、「人、物、意思の確認の深化」・消費者金融の過剰な融資による「サラ金地獄」に端を発し、我が司法書士も自己破産事件を多く手がけ、司法制

度改革を経て、認定試験による簡裁代理権を獲得、制度も進化してきたと思います。

最後に、自分で言うのも憚ますが、初対面でも、電話先であっても司法書士ということだけで社会的な信用をしていただき、仕事もスムースにでき、何とか生活もしてきました。ありがとうございます。これも、制度を築き、発展させてきた諸先輩方のお陰であると、改めて司法書士の先輩諸氏に敬意と感謝を述べて、お礼の辞と致します。



永年勤続表彰を受章して

鹿屋支部 中 島 治 彦

昭和54年10月1日、午前8時ごろ、国家試験となった司法書士試験第1回目筆記試験の発表が法務局掲示板であるとのことで、自宅から自転車で法務局へ。待っていたのは私一人でした。8時30分、総務課の溝川さんが、合格者の載った紙を掲示板に貼り出しました。予想していたとおり、自分の名前が載っていました。その時の合格者は4名、他に泊光博さん、新村純幸さん、釘田敦朗さんです。泊さんは退会、新村さんは他界、釘田さん現役。

時系列からすると遡りますが、合格に至った経緯、同年1月1日から、6月の末位まで、一日10時間の勉強を実践しました。東京法経学院の通信教育をメインに。民法の基本書はダットサン。両親は他界していました。2階を鹿児島大学の学生に部屋貸していましたので、そこから入る2万なにがしが全ての収入。通信教育の講座代金が2万6000円ほどでした。この半年間、完全ひきこもり、一切の交際を断ちました。食事は自炊。麦ごはん、さつま芋、そうめん、おから。ほとんどこれだけ。直前の公開テストで全国2位となり、絶対の自信を得ました。

実務経験全くなく、不安だらけの開業でした。おまけに開業した年の大晦日、弟が神戸からくるというので、喜んで買物の途中、本代としてためていたお金17万円なにがしの入った財布を落として紛失してしまいました。

今の家内とは、開業した年の翌年暮れ、姉の紹介で見合い、結婚に至りました。義父も同じ職業でした。同業として学ぶ点が多かったです。義父が平成17年11月26日他界。義父の跡を引き継ぐ形で翌年、鹿児島支部から鹿屋支部へ移りました。鹿児島支部時代印象に残る事として、ちょうどバブル時代、今の東開町のニトリ、当時は、K氏の所有で、K氏同席のもと決済を済ました。ところが、直後売主のK氏より、自分は買主からだまされたので、登記申請を取り下してくれとの電話がありました。本人の意思を確認したうえでの申請だったので、その申し出をきっぱり拒否しました。そしたら、その後右翼めいた人物等々、脅迫めいた電話が次々、拳銃の果て、弁

護士数名から、公正証書原本不実記載罪で告訴する旨の内容証明、やむなく私も、義父の友人の県会議員の紹介でW弁護士へ代理人依頼、着手金30万円支払って、W弁護士から相手側弁護士へ、内容証明を送付してもらい、事なきを得ました。私の同業知人も、仕事上のストレスから、自殺した人もいました。また、私の友人も、商業登記の件で、公正証書原本不実記載罪容疑で検察庁から呼び出しを受け、12時間近く、検事から取り調べを受けたと話していました。事ほど左様に、司法書士という仕事、ストレスが多いです。逆にいうと、それだけやりがいがあると、思いたい。

今は、大変優秀な女性の補助者に恵まれおおいに助かっています。特に戸籍の取得、これはなかなか面倒。彼女、実に完璧。私以上。

最後に、今年1月の講習会でびっくりしたこと、民法第899条の2、共同相続における対抗要件、要するに早い者勝ち、法定相続が遺言に勝る。また、遺言は、公正証書遺言に限る。自筆証書遺言は検認手続きに時間がかかり、先をこされるリスク大。それに、遺言執行者責任が明確になり、うかうかしていると相続人から損害賠償責任を問われる。1007条、1008条参照して下さい。これも講習会のおかげ。ただし、私は10単位に終わり、大いなる反省点です。

余談として、私は南大隅相談センターの相談員をやっていますが、昨年初めて相談者からの仕事を受託、時効取得による所有権移転登記訴訟の代理人として、勝訴判決を頂き、無事登記完了、依頼者（92歳の女性）から喜ばれました。依頼者にとって50有余年来の懸案でしたから。

コロナ、怖い。日本と欧米の違い、犬の散歩の時、粪処理用の袋を持つ、持たない。患者の数の比較で、関連があると思うのですが？

これからも、今まで通り、依頼者と真摯に向き合い、可能な限り仕事を続けていきたい、何度も繰り返し来て頂く依頼者が多いのが、有り難いです。



永年勤続表彰を受章して

霧島支部 福 重 守 郎

私は平成2年に法務大臣の許可を受け同年5月より開業、以来30年間司法書士業務に携わり令和2年に勤続30年の永年勤続表彰を受章させていただき身にあまる光栄で感謝いたしております。

私が開業した当時は紙申請で縦書きでした。法務局は加治木が支局で国分と大口が出張所でネット申請も無く受理した申請は当該管轄の法務局に出向かなければならず遠方の法務局への申請は苦労しました。

当時は、ある会社の登記を担当しており南九州（熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の4県）を担当しており、熊本は菊地出張所他、宮崎も延岡支局他ほとんどの支局出張所に申請書をもって走りま

した。高速道路は部分的にしか通行出来ず熊本に行くには八代までは一般道路で菊地出張所まで4時間以上かかったこと。また、離島の奄美大島、沖縄等は航空機でしか移動できず時間だけが過ぎて能率が上がらず苦労しました。

80歳を過ぎ後期高齢者となり交通事故の危険性が高くなり車の運転はできるだけしないよう、また、早寝早起き、晩酌はしない、煙草を吸わない、食事は腹8分、朝夕歩くのが何よりの健康法と信じ約1時間程度歩いています。

体力も減退しています。引退も考えていますが、それまでは体調管理を十分にして職責を果たしたいと思います。

永年勤続表彰を受章して

川内支部 釘 田 敦 朗

私は、この度、表題の栄誉を受けるのですが、はたしてその栄を得ていいのか、未だに迷っています。

永年、勤続したとはいえ、永年勤続表彰を受けることが出来たのも、私自身の努力ではなく、義父が築いてくれた暖簾で仕事が続けられただけでなく、昔からの会社等の変更等の引き継ぎが有ったこと等、私の自力で継続できたわけではなかったものです。

それに、司法書士会への貢献度は、ほぼゼロに等しいし、社会奉仕も十分とはいはず、この点からも、表題の栄誉を受ける資格はないと思って居ります。

私は、調査士も兼業していますが、調査士でも受章の機会があり、その時は、受章を辞退した経緯があり、今回もそうすべきであったかと思って居ります。

以上、広報部が望んでおられる文章ではありませんが、私の率直な気持を報告するより文章が浮かばず、これをもって報告とさせてください。

申し訳ありませんが、写真は遠慮させてください。

永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 竹之内 信一

今回、永年勤続30年ということで表彰状を頂きました。私は、平成2年2月伊集院町にて開業いたしました。その前は、（株）MICでコンピューターの仕事をしていました。父が不動産業を営んでいた関係で宅地建物取引主任の資格は取得していたのですが、会社を辞めて司法書士の資格を取ろうと簡単に考えて思い立ちました。しかし、子供を抱えアルバイトをしながらの勉学では時間は限られ、やっとのことで開業に至ったことを思い出します。出身は旧松元町で高校は鹿児島市内で大学は東京でしたので、伊集院町での地の利はなく、ぼちぼち仕事を増やしていました。そのころ、手間暇かかる仕事で思い出すのは地元の土木工事業の社長から、不動産の所有権移転を依頼されたことです。そんなに忙しくないので、時間は十分ありましたが20人から30人が相続人でしょうから当初必要見込み額も50万ぐらいでしょうとの見込み計算をし提案しました。しかし、戸籍を調べていくうちに約160名が相続人と判明しました。さらに、時効取得訴訟でどうにかなると思い手続を進めましたが、所有権移転登記までに約3年かかりました。その中で大きな問題は、ひとつは送達の問題、さらに受継の問題がありました。すなわち、訴訟中に被告の死亡が何件か発生し、被告を引き継がせなければなりませんでした。最後に登記を法務局に出したのち、登記官から被告漏れを指摘され、追加の訴訟をすることになり、また時間がかかり最初の受託からすると約3年かかりました。そういうしているうちに、受託件数は自分の思うように伸びなかつたので、妻に突然「伊集院では子供を高校・大学に出せないから、今のうちに鹿児島市に出て再出発する。」と言ったら、妻はびっくりしながら「最近、仕事は増えているのに。」と言われ不満そうでした。イノシシ生まれの猪突猛進の性格であり、しぶしぶ妻はあきらめて事務所探しに協力してくれました。平成7年8月真砂本町の新事務所に引っ越し、地縁血縁を探し営業等に邁進したら、おかげ様で子供の進学に応えられる収入は確保できるようになりました。さらに、身内の知り合いがゼネコンに勤務して挨拶に行ったら、ライオンズクラブに入会を勧められ平成9年に入会し現在まで鹿児島中央ライオンズに23年在籍しています。この、ライオンズのバンドクラブ入会し15年ほどテナーサックスをしていましたが、体力の限界で現在は卒業しています。司法書士という資格のおかげで、子供2人は県外の大学に進学させることができました。私は、（株）MICでコンピューターの仕事をしていたのですが、この約30年でIT関係の進化は著しく、追いつくのに大変苦労します。半ラインのオンライン申請でさえ躊躇していたら、法務局の登記課長から何度も協力を依頼され、今では従業員の協力を得ながらどうにか事務処理できるようになりました。鹿児島市に事務所を移転したのち、しばらくして今は在籍していない受験時代からの知り合いである木村司法書士に「クレサラの仕事をしたら」と誘われ、お客様から相談を受けるようになりました。

さらに、ある金融機関の窓口で債務整理・特定調停・破産等の説明をし相談に乗ります旨を伝えていたら、相談者を労働組合・窓口の借り換え担当者等から紹介されるようになり、一時期は登記より裁判業務関係の仕事が多くなり天手古舞でした。

特定調停・破産・個人再生・過払い訴訟等で裁判所に出かけることが法務局に行くより多くなり、さらには合間で判例調査・クレサラの勉強会とか忙しかったことを思い出します。

幸いにも、平成15年に簡易裁判所の代理権を付与され、その後は訴訟についてもやりやすくなりました。今年になり、久しぶりに金融機関の知人から債務整理の依頼を受け、昔のことを思い出しながら個人再生に向け過去の専門書をめくりながらお客様に向き合っている今日です。

最後に、法務局の登記官・裁判所の事務官・友人の司法書士に教えを乞うて今の自分があると思います。同級生はほとんど定年を迎える暮らしですが、私はまだ仕事に邁進しながら、心境としては仕事よりたまに行く下手なゴルフの方が唯一の楽しみです。

永年勤続表彰を受章して



鹿児島支部 田畠正明

この度、鹿児島地方法務局長及び日本司法書士会連合会会長より、勤続30年の表彰を受けました。これも、法務局並びに裁判所の皆様方、司法書士の先輩・同期・後輩、事務所の職員を始め、その他関係する皆様方のご指導やお力添えがあってこそこのことで、改めて感謝申し上げます。

新型コロナウィルスの感染拡大の影響で、例年のような司法書士会の定時総会における表彰式は開催されず、総会が開催されてから暫く経って表彰状が宅配便で送られてくるという異例の形になりましたが、かえってコロナ感染拡大の年に表彰を受けたという記憶に残る受章になりました。

私が司法書士試験に合格したのは平成元年で、翌年4月に開業しました。当時26歳で開業資金もなく職歴も補助者としての2年半しかなかったため、勉強時に働かせていただいた翁長先生と受験後に働かせていただいた益山先生のお二人に連帯保証人になっていただいて、多額の借金をしての開業でした。

開業してから少しづつ仕事は増えては行きましたが、補助者として勤めた2年半の経験から、補助者なくして司法書士の仕事はこなせないという気がしていましたので、今から振り返れば無謀というかボッケだったという思いしかありませんが、開業と同時に2人の補助者を雇ってしまったため、2年で運転資金が僅かしかなくなってしまいました。

不思議なもので、ちょうどその頃から、それまでに仕事で名刺交換をしたり、紹介を受けたり

した方々から定期的に仕事や紹介をいただけるようになって、徐々にその輪が広がって何とか資金繰りができるようになって現在に至っています。その間に様々な理由で事務所を5回も移ったために、仕事の割には蓄えがないのが自分らしいと思うところです。

話は変わりますが、補助者時代から現在まで業務のツールや形態が大幅に変わってきました。補助者時代は手書きやタイプライターやカーボン紙を主なツールとして申請書等を作成し、登記簿の閲覧も手書きで書き写していましたが、開業時にはワープロを導入し、4年ほど経つてからはパソコンと業務用ソフトを導入してすこぶる楽になり、その後法務局・登記簿のコンピュータ化によって登記事項要約書で登記内容の確認ができるようになって、今や全国どこの管轄のものでも電子閲覧や登記事項証明書の請求も事務所に居ながらできるようになっていますし、登記申請もオンライン（現時点では半ライン）で行えるようになっています。こうやって振り返ってみると30年間で大幅に変わったことを再認識させられます。

業務内容についても、平成12年の成年後見制度創設によって司法書士が後見人等に選任されるようになり、平成14年の司法書士法改正によって司法書士に簡裁訴訟等の代理権が付与され、その後も法定相続情報証明制度の創設や遺言書保管制度の創設などによって業務内容が拡大した半面、不動産登記法の改正で保証書制度が廃止されて本人確認制度が創設されたり、犯罪収益移転防止法の制定・改正がなされたりして司法書士の業務内容も複雑化して重い責任も課せられるようになって、これら一部をとっても30年間で司法書士を取り巻く環境が大幅に変わったことを再認識させられます。

当然のことながら、それらの変革とともに法律や手続きも大きく変わって、その度に必死に勉強はするものの不完全な知識しか身に着かずに、不安になって調べることが非常に多くなりました。

今後も大幅な制度改革や法改正等が繰り返されると思いますが、モチベーションが保てる間はもう少し続けて、お世話になった司法書士制度に迷惑をかけずに恩返しができるように頑張りたいと思います。



永年勤続表彰を受章して

大隅支部 下野 太志

先日、法務局及び日司連から、永年勤続30年の表彰状が送付されました。

昭和62年に試験に合格し、平成元年に出身地の志布志で開業しましたが、はや30年の月日が経つてしまいました。

開業当初は、志布志にも法務局があり、港に新しい庁舎を作り直したため統廃合の嵐にも負けずに残るかなと思ったところ、平成14年11月には大隅出張所へ統合されてしまいました。

当時は、登記事項要約書はなく、取引や担保設定の時には登記簿のバインダーを閲覧して手書きで記録する作業をしており、持分移転がたくさんあったり、担保がいくつもついているとなんとむなしいことをしているんだと思っていました。

地元では、先輩司法書士が多く仕事もほとんどなく、暇な時間が怖くて、アルバイトや転職を考えていた時期も短くありません。その分自由な時間も多く、青年会議所活動やメダカの学校といった環境活動をしたり、海に潜って蛸とりやヨット、スキーといった遊びに興じていました。

平成14年頃になると、司法書士も少なくなり、また県会の理事や裁判所の調停委員もするようになり、がぜん忙しくなってきました。

当時は、クレ・サラ金問題が社会を席巻していて、その被害に遭っている人があまたいました。全国のクレ・サラ金被害者交流集会に参加して、強い勇気を貰いながら平成18年に鹿児島で開催することになりました。多くの司法書士や弁護士に協力を貰いながら盛大な大会ができましたが、その年の12月に貸金業規制法が抜本的に改正されました。小さな市民運動が大きくなり、法律を変えたという意義深い活動だったと思います。

司法書士会活動では、平成14年に志布志での常設の相談会を開設し、平成23年には錦江町での常設相談センターの開設、平成27年には甑島での定期相談会の開設をし、日司連から支援を貰いながら現在も活動を継続しています。

相談所開設は初めてのこと、どうして交渉すればいいか暗中模索の中で直接話をして、その必要性を訴えたのですが、当初は相談者はあまりいないのではないかと消極的でしたが、時には首長に、時には窓口担当者に何回も話していくうちにそこまで言うのならと、開設に応じてくれました。甑島においては、このような僻地にわざわざ来てくれただけありがたいと言われました。いずれも、誠意が通じたのだなと思います。

また、九州ブロックや日司連の司法過疎委員会にも所属させてもらい、九州や全国の司法の役割や状況を学ばさせて頂きました。

そして、忘れられないのが、平成15年に志布志で起きた志布志事件に関する活動です。その内容は今でも想像を絶するものであり、にわかには信じがたいものでした。住民わずか20名足らずの超過疎集落に警察官が100名体制で毎日毎日1ヶ月も張り付き、住民を監視したり、全くありもしない現金買収会合をでっち上げ、住民を16人も逮捕し、うち6人に自白をさせて、3人を自殺未遂に追い込みました。その中で、暴行脅迫はおろか、供述調書の偽造・ねつ造、踏み字事件といったことを、県民の財産である警察署の中で犯していました。裁判でも明らかになったように、そもそも買収会合がないのに何故会合の時に現金をもらったという供述が取れるのでしょうか。しかも、貰ったと言う金額は4回に渡って1人100万円以上です。超過疎集落の住民のほとんどに。いったいいいくらの選挙資金があると思っているのでしょうか。さらに、そのような指摘をした警察官は皆離島や別の地方に移動させられました。検察も警察の意のままに同じような捜査をしていました。

鹿児島地裁で、「全員無罪！！ 会合はそもそもなく、 はなはだ人権を踏みにじる公権力の行使があって、 決して是認できるものではない。」との判決がでて、 檢察は控訴すらできませんでした。

しかし、 今でも検察も警察も謝罪していません。365日を筆頭にほとんど100日以上拘留（自白したものはすぐに釈放された）されていて、 その国家賠償、 県賠償は相当な金額に上ります。すべて我々の税金から補填されました。なのに、 自分たちは関係ないとばかりに県民に対しても何の説明もしていません。

この志布志事件が、 全国のえん罪事件に光をあて、 再審無罪の判決が続々と出ています。

司法書士としては、 無力で何もできませんが、 法律を全く知らない住民に寄り添い、 あるいは弁護士へのつなぎ役として、 真の人権擁護を担う役割があるように思います。権力は、 必ず暴走するからです。

今年、 還暦を迎える体力は衰退してきましたが、 気力の続く限り今後とも頑張りたいと思います。

「支部だより　～霧島市との空き家対策協定締結～」

霧島支部長 重野 巨樹

霧島支部では、霧島市と空家等対策に関する協定を令和元年12月18日より締結している。空家等の問題は多岐にわたるため、行政と様々な専門家団体が連携しながら専門知識を生かした支援や相談を行っていく体制づくりをし、情報共有をしていく事が必要である。他県会では、いくつかの例がみられるが、鹿児島県では例がないと思われ、本件霧島市との協定がモデルケースとなるのではないだろうか。以下、詳細をご紹介する。

主な取組内容は、大きく2つの柱がある。空家所有者等の特定調査と空家所有者等に対する相談環境の整備である。

霧島市が協定締結をした専門団体は、次のとおりである。

鹿児島県司法書士会霧島支部（権利関係）

公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会姶良伊佐支部（不動産取引関係）

公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部（不動産取引関係）

一般社団法人鹿児島県建築協会姶良・伊佐支部（建築関係）

協定締結日に向けて、事前に霧島市建築指導課担当者と霧島支部執行部とで打ち合わせを重ね、協定案を作成した。

令和元年12月18日に霧島市役所3階庁議室にて、各団体代表者及び霧島市長ご出席のもと、協定締結式が行われた。報道関係者も出席し、質疑応答などが行われた。この模様は令和元年12月27日付南日本新聞に記事として掲載された。

その後、前述の取組内容のうち、空家所有者等の特定調査について令和2年3月16日付で事務処理要領の作成がなされた。作成にあたっては協定と同様に霧島市担当者と執行部とで打ち合わせを重ねている。もう一方の空家所有者等に対する相談環境の整備については、新型コロナの影響もあり、事務処理要領の作成には至っていない。

現在、本件協定に基づいた正式な依頼は霧島市より来ていない状況である。しかし、依頼予定の案件は控えているとの事である。本件のような自治体との協定締結は、まだ資料も少なく手探り状態であるのが正直なところである。今後、他にも協定を締結する自治体が増加するものと予想される。霧島支部は、その先頭を切って事業に取り組んでいきたい。



「新型コロナウイルスに関する生活困りごと相談会」（電話相談）

開催のご報告

相談事業部部長 三角 悅久

令和2年年始頃から感染拡大していた新型コロナウイルスは、日本国内でも感染が広がり、同年4月7日に7都道府県になされた緊急事態宣言は、同月16日には鹿児島県を含む全国に拡大しました。

緊急事態宣言を受け、当会の司法書士総合相談センターは、4月13日より面談方式の相談会を中止、同月17日からは、電話方式も含む全ての相談会を中止しました。

（編集部注：6月8日より順次再開、その後7月11日より再度中止）

新型コロナウイルス感染拡大による営業自粛や急速な景気悪化に伴い、休業に伴う給与が支払われないなどの各種労働問題、住宅ローンや家賃が支払えないなどの債務問題、旅行や結婚式などのイベントの中止による返金などの消費者問題等多くの問題の発生が予想されました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、司法書士会を含む多くの相談窓口が稼働出来ていない状況であったことから、令和2年5月30日（土）に、「新型コロナウイルスに関する生活困りごと相談会」と題して電話相談会を開催致しました。

相談会当日は、5名の相談員に協力いただき、午前10時から午後4時まで電話にて相談を受け付け、以下の計5件の相談がありました。

- (1) 知人同士で計画した旅行がコロナウイルスの影響で行けなかつたが、その代金のキャンセルについて
- (2) 勤務先が休業しており出勤していないが、休業手当が支払われない。
- (3) 隣地との境界トラブル
- (4) カードローン等の債務整理
- (5) 墓石を注文したが、コロナウイルスの関係で納期が遅くなり、また納品された品物の品質が注文と違った。

相談会開催決定から実施まで約2週間の準備期間しかありませんでしたので、十分な広報を行うことが出来ませんでしたが、複数の新聞に相談会の記事が掲載されるなど、社会的に关心が高いことが窺われました。

鹿児島でもクラスターと言われる感染者集団が発生するなど、まだまだ新型コロナウイルスの終息には至っておらず、景気の悪化等により、生活に困窮する市民が増加することが予想されます。昨年司法書士法が改正され、我々司法書士にとって、国民の権利を擁護することが使命である旨が明記されました。相談窓口を開設し、市民の方々から寄せられる様々な相談を受け止めることは、その使命を果たすことでもあると考えます。総合相談センターでは、コロナウイルスに関連した相談を受け付けていますので、相談員のご協力よろしくお願い申し上げます。

司法書士による
新型コロナウイルスに関する
生活困りごと無料相談会

日時 5月 30日 (土)

10時～16時

 099-258-5025

(当日のみの電話番号です)

鹿児島県司法書士会では、「新型コロナウイルスに関する生活困りごと無料相談会」を下記の日程で開催します。新型コロナウイルスの影響で生じた困りごとについて、無料でご相談をお受けします。

例えば

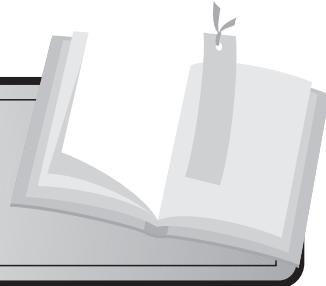
- 収入が減り、家賃・借金（ローン）が払えない
- 会社から無給での休業命令がなされた
- 結婚式や旅行をキャンセルしたら多額の違約金を請求された
- アルバイトがなくなり、奨学金の返済が大変 etc

お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会 099-256-0335

(平日9時～17時まで)

司法書士も必読？ 読んでおきたい政策文書



こんにちは。芝田です。

書籍紹介のコーナーへの執筆を依頼されたのですが、実を申しますと、私はほんとうに本をちゃんと読まない人間でして、恥ずかしながら、みなさまにお勧めできるような書物がほとんどないのです。だったら、なんで引き受けたんだとお叱りを受けそうですが、ひとつ、ぜひご紹介申し上げたい「文書」があります。

平成30年度、私は、日司連総研の臨時の研修員として登録させていただき、2019年3月発行の司法書士論叢THINK第117号に「地域共生社会の創造における司法書士の役割」という拙稿を掲載いただきました。

本稿を執筆させていただいた翌年度、令和元年度に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）が設置され、2019年12月26日、同委員会による「最終とりまとめ」が発表されました。ご紹介したいのは、この「最終とりまとめ」です。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通して日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや鍵やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

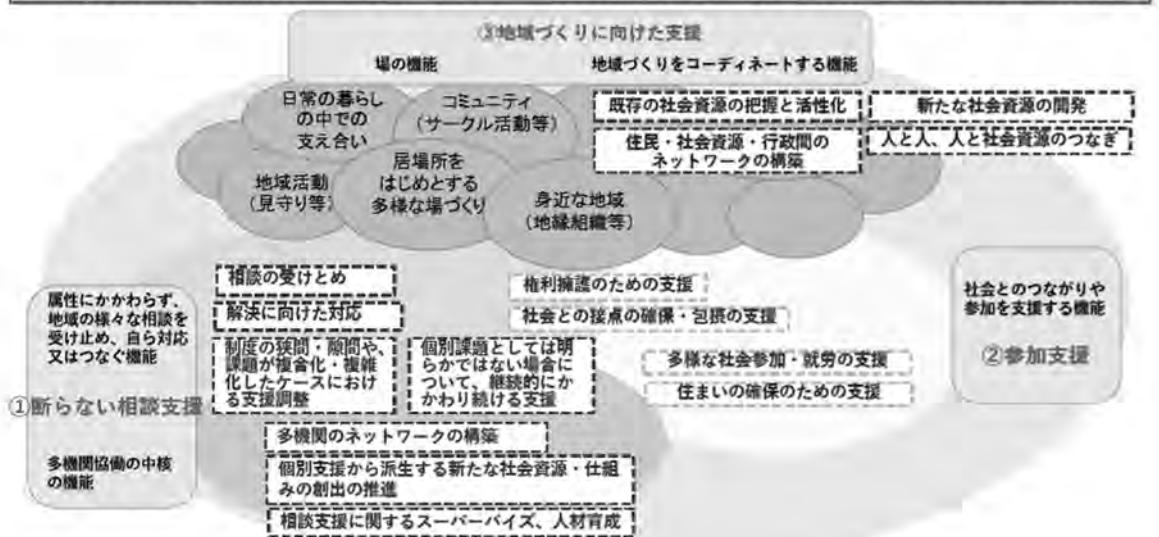
地域共生社会とは？

「最終とりまとめ」では「地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。」と解説されています。

なんか壮大ですよね。というかファンタジック。そうなんです。政府の諮問機関が作成した文書なのに、現実の制約に拘泥せず、文化のレベルで将来を語り夢見るという実にダイナミックで破天荒な文書なのです。

新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



そして、「地域共生社会」を実現するために、必要な行動・施策として3つを掲げました。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」です。

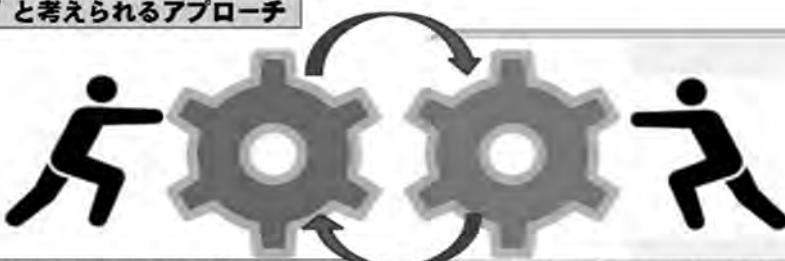
まず「断らない支援」。行政が、どんな相談も「断らない」と明言しこれを方針とすることじたい大きな驚きです。具体的なスキームとして、①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能）②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）③継続的につながり続ける支援を中心に担う機能（継続的につながる機能）を整えるとしています。

そして、「参加支援」。私はこの言葉がとても気に入っています。これまででも「居場所」の必要性とか、社会における「役割」とか、様々な言葉で語られてきましたが、「参加支援」という新たな四文字熟語が、これからなすべきことをすっきりと浮かび上がらせたように感じています。

ちなみに、司法書士の使命でもある「権利擁護」は、上記の図では、「参加支援」に属しています。権利擁護が参加支援？？その意図を探求したくならぬないですが、それは次の機会にいたしましょう。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

6

また「最終とりまとめ」では、支援の両輪として「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の2つの支援を掲げました。こちらも、「問題解決」「つながり」「ゆるい関係」などこれまでイメージとして語られてきた課題やスキームが一気に明確になったように思われます。しかも、「つながり続ける支援」はなんと公的な責任であると明言しています。現物給付と対をなすものとして「手続的給付」という概念を持ち出し、社会的に孤立した人や問題を抱えた人が支援者とつながり続けるよう支援を提供することを公的機関が行おうというわけです。

私が、ホームレス支援、障害者支援等の福祉の現場に携わることが多いからかもしれません、この「最終とりまとめ」は今後の社会に大きな影響を与えるものになるだろうと予感しています。また、私自身、司法書士として、NPO活動を行う一個人として、地域共生社会づくりに向けて役割を果たしていきたいとも思っています。

司法書士も、法律をとおして対人援助を行う職能です。今後の社会において「支援」というものがどのようなものしていくのか、という課題は司法書士にとっても重要なものであり、決して無縁ではありません。それに、「地域づくりに向けた支援」で述べられているように、地域共生社会づくりの主役は住民ひとりひとりです。みなさまも、ぜひ、司法書士として以上に一住民として、地域共生社会づくりにほどよく参加してみられては、と思います。

「委員会だより～総合研究委員会～」

総合研究委員会の紹介

委員長 薦田 貴充

総合研究委員会は、「第1部会 不動産登記研究部会」「第2部会 商業法人登記研究部会」「第3部会 家事事件研究部会」「第4部会 民法改正研究部会」「第5部会 相談技法研究部会」の5つの部会で構成されています。本会内のシンクタンクとして、法律制度・法律実務・司法書士執務等について研究をおこない、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等をおこなっていくことが私たちの事業です。各部会には部会長があり、部会長と部会のメンバーで、各分野の研究をおこなっています。部会の構成は、第1部会・第2部会を除き、数年ごとに見直されて入れ替えがおこなわれています。

毎年県会の総会が終わった後に、各部会の部会長が集まって委員会を開催します。その時の会議で、本会の執行部からの意見を聞いたり、各部会の研究テーマの確認やブロック別研修会の担当を決めたりをしています。その後の活動は、各部会に委ねられ、年間を通して各部会ごとに動いていきます。ちなみに委員長の務めは、年に2回ほどの上記の会議の議長を務めるくらいで、各部会で交代で務めています。活動のほとんどが部会ごとにおこなわれる研究・勉強会のため、今回は委員会だよりならぬ、「部会だより」を以下掲載させていただきます。

第1部会 不動産登記研究部会 部会長 福重雅志

Q1 部会のメンバーを教えてください。

福重雅志（霧島）、野間修二（霧島）、有村洋孝（鹿児島）、竹中啓人（鹿児島）、
竹中寛子（鹿児島）、久井一弘（鹿児島）

Q2 部会について紹介をしてください。

当部会「不動産登記研究部会」は、その名の通り、各種不動産登記の中から「旧法相続」などのようにテーマを絞って研究する部会です。不動産登記は、司法書士業務の中でも中核となる業務です。大体3年に1回、ブロック別研修の担当回ってくるので、主にそれに向けた取り組みをしています。テーマとしては、メンバーが実務を通して、深く掘り下げて調査をしたいという内容を主に取り組んでいます。

Q3 部会に入って良かったことはありますか？

司法書士として本来は部会に関係なく日々研鑽を積む必要があるのですが、実際問題なかなかここまでやるのは難しいです。部会を通して必然的に調査、勉強をする環境になるので、本来す

べきである研鑽を積むことができること。

また、講師をすることによって、日々の業務では得られない経験ができることも挙げられます。

Q 4 部会の活動で苦労したこと・大変なことはありますか？

ブロック別研修は、研修のテキストの作成に締め切りがあるので、期限厳守で取り組む必要があること。なかなか、日々の業務に押されて部会の業務に手が回らないこと。

Q 5 今年度、どのような活動をしていく予定ですか？

具体的な研究テーマは部会メンバーと協議して決めますが、「旧法相続」、「土地家屋調査士との連携で気を付けること」と考えています。理事の方からブロック別研修のテーマとして適切かどうか疑問が投げられておりそのあたりも含めてテーマを検討していきたいと思います。

第2部会 商業法人登記研究部会 部会長 蘭田貴充

Q 1 部会のメンバーを教えてください。

蘭田貴充（鹿児島） 山田幹哉（鹿児島） 松元奈緒美（鹿児島）
原田裕介（鹿児島） 丸目晃裕（鹿児島） 三木浩輔（鹿児島）

Q 2 部会について紹介をしてください。

当部会では、名前のとおり商業法人登記の研究をおこなっています。私自身は、平成25年頃から部会の一員として活動しており、その間「定款の記載事例」や「利益相反取引」等の研究をおこない、ブロック別研修の担当も2度させていただきました。今年度は、当部会でブロック別研修会を担当することになっており、昨年度から研究してきた渉外商業登記や、これまで積み重ねてきた補正事例や疑問点等を基に、資料作成を進めているところです。部会のメンバーは頼れる先輩から新入会員まで幅広く揃っており、私の馬力不足もあり盛り上がっているとまでは言えませんが、集まると様々な意見・話が聞けて有意義な時間を過ごせております。いつでも歓迎しますので、商業法人登記を勉強したいという方は、蘭田までご連絡ください。

Q 3 部会に入って良かったことはありますか？

商業法人登記について無理やりでも勉強するようになったことです。常にアンテナを張るよう心掛けるようになり、仕事に直結しなくとも書籍等に目をとおすようになったと思います。

Q 4 部会の活動で苦労したこと・大変なことはありますか？

やはりブロック別研修の担当が大変です。まず資料作りが大変ですし、その後の本番も大変です。特に本番の講師に関しては、準備をしたもの棒読みになってしまったり、次何を話そうかと止まってしまったりと、なかなかうまくいきません。今年こそはと思っていますが、果たしてどうなることか。

Q 5 今年度、どのような活動をしていく予定ですか？

先に述べた通りブロック別研修の資料作成が主な活動になります。今年度は、既存の書籍をベースとして頼らずに様々な資料を持ち寄って資料作成を試みています。漠然としたイメージはあるのですが、未だ固まり切れておらず、果たして出来上がるのか。いや、必ず作り上げて、皆様の役に立てるよう頑張っていきます。

第3部会 家事事件研究部会 部会長 中村祐貴

Q 1 部会のメンバーを教えてください。

中村祐貴（鹿児島）、宇都明子（鹿児島）、竹之下真哉（鹿児島）、直井圭介（鹿児島）
杉木悠太（鹿屋）、上村華代（霧島）

Q 2 部会について紹介してください。

当部会「家事事件研究部会」は、その名の通り、各種家事事件のなかから「離婚」等のようにテーマを絞って研究する部会ですが、ここ数年は相続法の改正を踏まえ、改正内容や改正法が司法書士実務に与える影響などを研究し、昨年度は、ブロック別研修会における講義を担当しました。

Q 3 部会に入って良かったことはありますか？

研修を受ける機会は多くありますが、受動的な面もあり、受講内容を会得し切れないことも多いかと思いますが、部会に入って研究し能動的に研究テーマにあたっていくことで、得た研究結果・知識を自分のものとしやすいと思います。

また、ブロック別研修会を担当することになれば、会員に配布する資料作成や研修講師の任にあたる機会などもありますので、普段の司法書士業務だけでは得られない経験値を積むこともできると思います。

Q 4 部会の活動で苦労したこと・大変なことはありますか？

昨年度は、相続法改正が司法書士実務に与える影響を研究するため、改正法の中から、「自筆証書遺言の作成方式緩和」、「配偶者居住権」、「遺言執行者の権限と責任」、「遺留分」にテーマを絞って研究しましたが、施行前の改正事項も多かったため実例がなく、改正事項が事例においてどのような結論になるのか判断に悩むことも多かったです。

Q 5 今年度、どのような活動をしていく予定ですか？

具体的な研究テーマは部会メンバーと協議して決めますが、いわゆる遺言書保管法が本年7月10日に施行され、相続法改正等が全面施行されることにより、実例や運用に関する具体的情報などが多く出てくると思われますので、昨年度より深く研究を行い、会員の皆さんに有益な情報提供を行えるようにしていきたいです。

第4部会 民法改正研究部会 部会長 内匠良一

Q1 部会のメンバーを教えてください。

内匠良一（南薩） 鎌田哲也（南薩） 水俣修一（鹿児島）
福田晃己（南薩） 寺園渉（南薩） 尾辻昭博（南薩）

Q2 部会について紹介をしてください。

当部会は、今般の民法改正にあたり、平成31年度（令和元年度）に委嘱を受け発足しました。継続してある部会ではなく、これまでにも何かしらの法改正があった際に、それを研究・勉強する部会として、その都度招集されている部会です。

Q3 部会に入って良かったことはありますか？

必然的に、民法改正について書籍等に触れ改めて勉強する機会が増えて、勉強になり自身の知識の向上に役立っております。

Q4 部会の活動で苦労したこと・大変なことはありますか？

平成31年度（令和元年度）はブロック別研修の担当を担いました。担当する事に決まってからブロック別研修まで時間があまりなかったので、その資料作りに苦労しました。また部員がそれぞれ各会場で、講師役を担いましたが、私自身はその「講師」という事に全く慣れておらず、前を見ることもなく、ひたすら資料を読むことしか出来ず、ご迷惑を掛けてしまいました。

Q5 今年度、どのような活動をしていく予定ですか？

今年度は具体的に、旧法が適用される場面、新法が適用される場面などを纏めてみたいと考えており、執行部だよりで皆様にご紹介できるようにと考えております。

第5部会 相談技法研究部会 部会長 坂本秀一朗

Q1 部会のメンバーを教えてください。

坂本秀一朗（鹿児島）、大塚左文（霧島）、里之園健（鹿児島）、竹之内太吾（鹿児島）
石橋孝之（鹿児島）、玉置彩華（鹿児島）

Q2 部会について紹介をしてください。

総合研究部会第7部会相談技法研究部会として発足し、昨年第5部会へと部が変更となりました。

相談技法の研究ということで、傾聴に主を置いたロールプレイ題材の作成をし、ロールプレイ研修を行っております。

Q 3 部会に入って良かったことはありますか？

部会で作成した題材でロールプレイ研修を行い、参加者に楽しかったと言ってもらえたのが嬉しかったです。

部会の活動をとおして成長するメンバーの姿を見られたのも良かったです。

Q 4 部会の活動で苦労したこと・大変なことはありますか？

相談技法を駆使することで、解決できるロールプレイテーマの作成が大変でした。

解決に主を置きすぎると、相談技法の研修とならなくなるので、部会ですべきことの共有と理解に時間がかかりました。

Q 5 今年度、どのような活動をしていく予定ですか？

今年度は、賃貸借トラブルに適切に対応できるよう借地借家法に精通した会員育成のため相談技法研究部会として、借地借家法の研究を行い、資料をまとめたいと考えています。

研究のまとめは、借地借家法についての研修の開催やロールプレイ題材の作成などに活かしたいです。

新入会員紹介



- ①氏名 牧瀬 大二郎
②事務所所在 鹿児島市城南町6番12号
③入会年月日 令和2年5月19日
④出身地 鹿児島市
⑤趣味 ドライブ

⑥自己紹介 司法書士登録をいたしました牧瀬大二郎と申します。私は大学卒業後、鹿児島市内にある病院で勤務をしておりました。平成27年に司法書士試験に合格し、研修等を受けさせていただきました。その後司法書士登録をすることなく、そのまま以前の勤務先での勤務を続けておりましたが、この度ようやく登録することとなりました。当時、ご心配やご迷惑をお掛けした方々へは申し訳なく思っております。お詫びを申し上げるとともに、今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願ひいたします。

⑦今後の抱負 私は司法書士とは関係のない仕事をしていたため実務経験はなく、合格後はほとんど勉強をすることもなかったため、知識も経験もない状態です。今後は勉強を欠かさず、多くの経験を積み一人前の司法書士となることを目標に、日々精進していきたいと思います。そのためにも諸先輩のお力に繋りながら、まずは、圧倒的に不足している知識・実務の底上げに全力を尽くします。



- ①氏名 林直美
②事務所所在 鹿児島県大島郡与論町朝戸1399番地
③入会年月日 令和2年5月26日
④出身地 与論町
⑤趣味 カフェ、牛の世話

⑥自己紹介 みなさまこんにちは。このたび鹿児島県司法書士会へ入会いたしました林直美と申します。この場をお借りして、簡単ではございますが自己紹介させていただきたいと思います。

わたしは与論で生まれ育ち、大学進学を機に東京へ行きました。平成22年度司法書士試験に合格し、以後、そのまま東京で司法書士事務所他に勤務、紆余曲折

ありましたが、昨年3月に同期の事務所を手伝うため沖縄に行き、約束の期間を終えてこの4月、地元与論に帰ってきました。少し予定より遅くはなってしまいましたが、このときが本当に実現したんだなと日々実感しているところあります。

約14年ぶりに帰ってきてます、同級生が一人前に、地元の産業を担っていることに感銘を受けました。役場、畜産、運送、不動産、飲食店等多方面で活躍しているみんなの姿を見て、とても感慨深い気持ちになりました。

わたしがしたいこと、島のみんなのためにできることは何かなど考えてみると、まだまだ夢半ば、司法書士業務もますます広がってゆく昨今、わたしも少しでも力になれることがあるのであれば、資格も生かして尽力したいと思います。

終わりに、最近では新しい生活様式が定着しあり、日々の生活にも落ち着きを取り戻しつつあるように感じます。ですが、油断できない大変な状況は依然として世界中で続いています。業務に及ぼす影響も少なからずと思いますが、どうかみなさまもお身体にお気をつけください。

いつかみなさまとお目にかかることができる日を心待ちにしています。未熟者でございますが、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

①氏 名 元 佑也 (はじめ ゆうや)

②事務所所在 霧島市国分中央一丁目3番42号 JR九州国分ビル2階
司法書士法人ライズアクロス

③入会年月日 令和2年5月26日

④出 身 地 鹿児島県奄美大島

⑤趣 味 お酒を嗜んで探求すること

⑥自己紹介 どうも！はじめまして元（はじめ）です！（名刺交換等の際にいつも言うつかみフレーズです…）。私は奄美大島で生まれ育ちました。試験合格後は、全国どこでも働く資格ということから、せっかくなので死にたいくらいに憧れた花の都大東京のど真ん中で修行を！ということで、家族を奄美に残し単身上京、当時渋谷（現在は港区虎ノ門）にあった設立間もないがとても勢いのある司法書士法人に就職しました。そこでは、一般的な司法書士業務はもちろんのこと、上場企業の法務、M&A案件や民事信託などの業務に携わらせていただきました。東京では様々な経験をしましたが、一番感慨深かったのは、東京法務局のとある部門

の首席登記官室にて各部門の首席登記官各位と対面にて意見交換をしたことでしょうか。

東京から帰郷し独立開業するつもりでしたが、この度、当法人の鹿児島支店開設に伴い鹿児島県司法書士会霧島支部にお世話になることになりました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

⑦今後の抱負

これまで先輩各位が築き上げてきた歴史と伝統、格式を重んじ国民の司法書士に対する信頼を損なうことがないよう日々職務に励むことはもちろんのこと、この激動する現代社会において、自己刷新することを恐れず、司法書士が常に国民から必要とされる存在であり続けるよう微力ながら尽力していく所存です。まだまだ若輩者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局新入職員紹介



①氏 名 崎 山 亜希子

②出 身 地 鹿児島市

③趣 味 手芸・ドライブ・読書・お笑い鑑賞

④自己紹介 ふらっと出かけるのが好きで(今は控えております)、周囲からはフットワークが軽いとよく言われますが、動いているのは車なので一向にカロリー消費できません。マラソンが趣味の夫は私より年上ですが、我が家の中組成計は私がひとまわり姉さん女房だと言っています。

⑤会員の皆様にお伝えしたいこと

昨年5月に入職し、早1年が経ちましたが、まだまだ緊張の毎日です。至らぬ部分も多々あるかと思いますが、お役に立てるよう努力いたしますので、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。

写真大募集!!

会報「司法書士かごしま」では、表紙に掲載する写真を募集します！

会報は、8月頃（定時総会特集号）と1月頃（新年号）の年2回発行しております。例年、発行時期の季節を感じることのできる写真を中心に掲載しておりますが、募集する写真ではテーマに制限を設けませんので、どしどしご応募下さい！

なお、写真のご応募は、事務局又は会報担当者までお願いします。

会員の皆様の自信作、心よりお待ちしております！！

発行担当：広報委員会

委員長 益崎 広樹 ／ 委員 水俣 修一 ／ 委員 竹之下真哉
委員 中間 智美 ／ 委員 佐藤 優希 ／ 委員 坂東島梨香
委員 堂免 公大 ／ 委員 小池 信一 ／ 委員 松元 修二

※会員個人の寄稿は、個人の意見を尊重しそのまま掲載しております。寄稿の内容について、発行者が関与するものではありません。

発行年月日 令和2年 7月 31日

発行所 鹿児島市鴨池新町1番3号
司調セントタービル3階
鹿児島県司法書士会
TEL(099)256-0335

印刷所 株式会社プリントフェスタ

アパート、マンションなどの
賃貸借のトラブルで困ったら…



鹿児島県司法書士会調停センター の活用のおすすめ

大家さんが敷金を
返してくれない

立退きを求めら
れて困っている



借主さんが家賃を
支払ってくれない

修繕費の負担で
もめている



そのお悩み、鹿児島県司法書士会調停センターで
解決してみませんか？

鹿児島県司法書士会調停センターとは

市民の皆様が抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、鹿児島県司法書士会に設置されている、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関です。

当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくりと聴いて、専門家としての知見を活かしながら、民事上の紛争について柔軟な解決を図る、話し合いによる手続を行います。

裁判など大ごとにはしたくない、でも、話し合いできちんと解決したい、という場合に、特におすすめの解決方法です。

※ 当センターでは、紛争の目的の価額が140万円以下の民事事件を対象としています。

手続実施者報酬・合意成立手数料
無料キャンペーン

平成31年4月 1日～
令和 3年3月31日

※ 上記期間は、手続実施手数料のうち、手続実施者報酬と合意成立手数料が無料でご利用いただけます。（申立事務手数料10,000円+消費税はご負担いただきます。）

詳しい手続や
費用など
お問合せは
こちらまで

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

T E L : 0 9 9 - 2 5 6 - 0 3 3 5

（月曜～金曜 午前9時～午後5時）

H P : <https://www.shihou-kagoshima.or.jp/center/>

